# 文教厚生委員会　会議録

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日　時　令和５年２月２０日（月）
　　午前１０時００分開会、午後２時５６分閉会
場　所　第１委員会室

---

１　開　　会
２　委員長挨拶
３　協議事項
　（１）教育委員会関係
　（２）保健福祉部関係
　（３）こども未来部関係
　（４）その他
４　閉　会

---

出席委員（７名）

| | | |
|---|---|---|
| 委員長 | 下村 | 壽郎 |
| 副委員長 | 奥谷 | 崇 |
| 委　員 | 福田 | 一夫 |
| 委　員 | 鈴木 | 一彦 |
| 委　員 | 塚原 | 圭二 |
| 委　員 | 矢口 | 勝雄 |
| 委　員 | 目黒 | 英一 |

---

欠席委員（１名）

| | | |
|---|---|---|
| 委　員 | 田子 | 優奈 |

---

説明のため出席した者（２３名）

| | |
|---|---|
| 保健福祉部長 | 塚本　哲生 |
| 社会福祉課長 | 福原　守 |

| | |
|---|---|
| 障害福祉課長 | 小池　政幸 |
| 高齢福祉課長 | 塚本　浩幸 |
| 国保年金課長 | 刈山　和幸 |
| 健康増進課長 | 水田　和広 |
| こども未来部長 | 加藤　史子 |
| こども政策課長 | 菊田　宏巳 |
| こども包括支援課長 | 佐藤　千加子 |
| 保育課長 | 野中　佑起男 |
| 教育長 | 入野　浩美 |
| 教育部長 | 望月　亮一 |
| 参事 | 菊地　正和 |
| 教育総務課長 | 塚本　富美代 |
| 教育総務課施設係長 | 市村　好央 |
| 学務課長 | 田中　裕之 |
| 学校給食センター所長 | 寺崎　敏彦 |
| 生涯学習課長 | 佐賀　憲一 |
| 文化振興課長 | 中澤　達也 |
| 博物館副館長 | 木塚　久仁子 |
| 上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長 | 堀部　猛 |
| スポーツ振興課長 | 大橋　博 |
| 指導課長 | 田上　秀之 |

---

事務局職員出席者

主　幹　　鈴木　優大

---

傍聴者（１名）

---

**○下村委員長**　ただ今より文教厚生委員会を開会いたします。本日の欠席議員は、田子委員です。それでは、議案関係に入りたいと思います。先に令和５年度土浦市一般会計予算主要事業についてを行います。資料は、全員協議会、令和５年、２月１１日、令和５年度予算の概要をお開きください。全員協議会の資料の予算の概要です。それ

では、執行部から順次御説明願いたのですが、こちらから指名はしませんので、御説明をいただければと思います。

**○田上指導課長**　６７ページをお願いいたします。部活動改革推進事業の説明でございます。はじめに、事業の目的でございますが、本事業は市立中学校、義務教育学校後期課程における生徒数の減少傾向や、教職員の働き方改革を踏まえた持続可能な部活動改革と生徒の多様なニーズに応じた活動の場の確保を含めたスポーツ文化活動の質的な向上を図る目的で実施するものでございます。本事業の概要としまして、大きく二つございます。１点目は、専門的な知識や技能を有する部活動指導員の配置の拡充です。今年度より市内中学校義務教育学校全校に部活動指導員を１名ずつ配置しておりますが、令和５年度は各校２名ずつの配置に拡充し、スポーツ文化活動の質的な向上と生徒へのサポート体制のより一層の充実を図ってまいります。２点目は、新規事業といたしまして休日の部活動を段階的に地域に移行するための枠組みづくりに取り組みます。具体的には、国委託の部活動地域移行等に向けた実証事業を受け、統合型指導者人材バンクを有した法人格の事務局を外部に立ち上げることにより、拠点校型地域クラブ活動の設立を図ってまいります。令和５年度は、秋頃を目途に先行して４競技分野程度を対象に休日の部活動の地域クラブへの移行を実施し、体制整備や指導者の確保等を検証する予定でございます。

**○塚本教育総務課長**　６８ページをお願いいたします。上大津地区統合小学校整備事業でございます。事業の目的は、上大津地区小学校適正配置実施計画に基づき、上大津地区に統合小学校を建設するものでございます。事業の概要につきましては、改めて統合小学校建設候補地として上大津東小学校北側拡張を選定させていただいております。令和５年度は不動産鑑定、境界測量、新校舎建設に向けた設計業者の選定等を実施し、令和１０年度の統合小学校開校に向け事業を推進してまいります。なお、本事業につきましては、その他の案件で後程改めて御説明をさせていただきます。６９ページをお願いいたします。小学校、中学校の長寿命化改良事業でございます。事業の目的は、令和２年度に策定した学校施設の長寿命化計画に基づき、ライフサイクル、コストの縮減等を図りつつ現在の学校施設に求められる機能や性能を確保するために改修を行うものでございます。事業の概要でございますが、小学校費につきましては、乙戸小学校校舎棟及び屋内運動場の実施設計のほか、令和４年度繰越分としまして東小学校屋内運動場、都和南小学校校舎棟及び屋内運動場の工事を行います。また、中学校費につきましては、土浦第二中学校武道場及び都和中学校屋内運動場の実施設計、都和中学校校舎等の基本設計等のほか、令和４年度繰越分としまして土浦第四中学校校舎棟工事を行ってまいります。なお、土浦四中につきましては、２か年工事で本年度工事完了となります。

**〇佐賀生涯学習課長**　７０ページをお願いいたします。家庭教育支援事業でございます。事業の目的でございますが、子育ての悩みや不安などの課題を抱えながら自ら学びの場や相談の場に足を運ぶことが難しい保護者に対し家庭教育支援員が支援を届けることで、子供の育ちを支えていく事業でございます。事業の概要ですが、子育て経験者などの地域人材が家庭教育支援員となり各家庭を訪問し、子育てに関する悩みや相談に応じる機関の情報を提供し、専門機関の支援につなげます。訪問の対象とする家庭は、家庭教育の重要な時期である就学前の児童、幼児を持つ全家庭でございます。つづきまして、７１ページをお願いいたします。コミュニティスクール推進事業でございます。事業の目的でございますが、コミュニティスクールは、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組むことが可能となる地域とともにある学校への転換を図るための有効な仕組みであり、令和５年度に市内全ての市立小中学校、義務教育学校へ学校運営協議会の設置を目指す事業でございます。事業の概要ですが、令和３年度、４年度は新治学園義務教育学校を研究指定校に指定し、保護者、地域住民、学校長などを委員としたコミュニティスクール推進委員会を設置し、導入に向けた検討を行ってまいりました。本日配布させていただきましたのは、新治学園の取組を基に作成いたしました設置運営マニュアルでございます。全校でスムーズに導入し、協議会を開催できるよう各校に配布し、活用してまいります。また、協議会の委員になられる皆さんにつきましては、制度をよく御理解いただいた上で協議に臨んでいただけるよう５月に事前説明会を開催させていただく予定でございます。なお、学校評議員制度から学校運営協議会に移行しますことから、報酬条例の改正につきましても本議会でお願いをしているところでございます。

**〇中澤文化振興課長**　資料の７２ページをお願いいたします。文化財整備活用事業です。事業の目的としては、現在文化庁長官の認定を目指して進めております文化財保存活用地域計画を基に、文化財の保存活用と歴史文化を生かしたまちづくりを進めていくものです。令和５年度の事業内容につきましては、歴史的建造物について筑波大学と連携した利活用構想を策定するとともに、令和３年度に寄贈受けた一色家住宅について、改修工事に向けた保存活用計画を策定してまいります。

**〇堀部上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長**　つづきまして、７３ページをお願いいたします。特別展企画展事業でございます。この事業は、展覧会を通じて本市の歴史に関する調査研究成果を広く公開し、市民の郷土への関心を高め、文化財保護に対する意識の醸成を図ることを目的としております。令和５年度は筑波大学と合同で発掘調査を進めてきました手野町の王塚古墳と后塚古墳の調査成果を基に、第２６回企画展として「霞ケ浦の前期古墳」を開催いたします。

**〇木塚博物館副館長**　７４ページをお願いいたします。博物館の大規模改修事業でご

ざいます。事業の目的は、施設、設備面で老朽化している博物館の改修です。博物館は、開館から３４年が経過いたしました。実施設計に基づき、令和４年度から５年度にかけて、収蔵庫や展示室の空調、給排水や衛生設備、照明のＬＥＤ化、屋上防水などを行ってまいります。これにより、国宝重要文化財を始めとした歴史資料を受け継いでいける良好な収蔵、展示環境を確保いたします。つづきまして、７５ページをお願いいたします。重要資料公開推進事業でございます。事業の目的は、特別展などを通して歴史に関する研究成果を公開することです。大規模改修工事終了後、博物館は、令和６年１月６日から再開館する予定です。再開館記念として「第４４回特別展　土浦の名宝」、つづきまして、「第４５回特別展土浦物語」を上高津貝塚ふるさと歴史の広場と共催して開催いたします。

**○大橋スポーツ振興課長**　７６ページをお願いいたします。川口運動公園Ｊ：ＣＯＭスタジアムのスコアボードをＬＥＤフル画面とする改修工事を行うものです。予算額は３億円、事業費の２分の１となります。１億５，０００万円について、国からの交付金の活用を見込んでおります。完成後は映像等の放映も可能となることから、各種イベント等でも活用し、中心市街地活性化への効果が期待されているところです。

**○田中学務課長**　資料の７７ページをお願いいたします。小学校口腔衛生推進事業について、御説明いたします。生涯にわたり健康な生活を送るためには学齢期からの口腔の健康を維持することが重要であることから、市立小学校の児童に対しフッ化物洗口を実施いたします。令和４年度につきましては、県のモデル事業としまして県内全ての市町村においてモデル校１校を選定し、実施することとされており、本市におきましても記載のとおり都和小学校で実施しております、令和５年度につきましては、令和４年度の実施校である都和小学校の学年を新たに１学年増やすほかに、中村小学校を加えて実施し、事業の検証を踏まえながら虫歯り患率の高い小学校などから順次実施して対象校を拡大してまいります。

**○下村委員長**　令和５年度土浦市一般会計予算案の主要事業について、御説明いただきました。委員の皆さんから何か御質問、御意見等ありましたらお願いします。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　つぎに、文教厚生委員会、令和５年２月２０日開催、教育委員会をお願いします。土浦市博物館条例の一部改正について、執行部より御説明願います。

**○木塚博物館副館長**　資料の①をお願いいたします。土浦市博物館条例の一部改正について、御説明いたします。令和４年４月の博物館法の一部を改正する法律の公布、令和５年４月１日からの施行に伴い土浦市博物館条例を一部改正するものです。（１）博物館の設置の根拠規定を法第２条にいたしました。また、（２）改正に伴う条項番号や字句の訂正及び（３）就学前の乳幼児の入館無料を条例に明記いたしました。詳

細については、別添の条例案、新旧対照表を御参照願います。

**○下村委員長**　委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　つぎに、市立学校施設整備基金の補正予算案について、執行部より御説明願います。

**○塚本教育総務課長**　②をお願いいたします。市立学校施設整備基金補正予算案についてでございます。１の補正の理由は、収支見込みの剰余金を活用し、将来の学校施設の改修更新費用の財源として基金への積立及び基金利子の見込額の増により増額補正をお願いするものでございます。２補正予算額につきましては、９款教育費、１項教育総務費、２目事務局費、２４節積立金４億１万２，０００円でございます。

**○下村委員長**　委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　つぎに、小学校施設大規模改造事業の補正予算案について、執行部より御説明願います。

**○塚本教育総務課長**　サイドブックス資料３をお願いいたします。小学校施設大規模改造事業の補正予算案についてでございます。１補正の理由でございますが、学校施設環境改善交付金について、国より令和５年度から４年度への交付金の前倒し内定があったことから、小学校１０校及び義務教育学校前期課程１校のトイレの和便器１５７個を洋式化するため、増額補正をお願いするものでございます。なお、本予算については年度内の工事完了が見込めないことから、５年度に繰越しをいたします。２、補正予算額のうち歳入につきましては、７目教育費国庫交付金、１節小学校費交付金２，１４４万８，０００円、歳出は２項小学校費、３目学校建設費、１４節工事請負費１億１，８１５万７，０００円でございます。

**○下村委員長**　委員の皆さん質問等ございますか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　つぎに、小学校長寿命化改良事業の補正予算案について、執行部より御説明願います。

**○塚本教育総務課長**　資料はサイドブックス資料４をお願いいたします。小学校長寿命化改良事業の補正予算案についてでございます。１補正の理由でございますが、こちらも先ほど同様、国より令和５年度から４年度への交付金の前倒し内定があったことから、増額補正をお願いするものでございます。対象施設は、東小学校屋内運動場、都和南小学校校舎棟及び屋内運動場でございます。なお、本予算についても年度内の工事完了が見込めないことから、５年度に繰越しをいたします。２、補正予算額のうち、歳入は７目教育費国庫交付金、１節小学校費交付金６，８４５万２，０００円、

歳出につきましては２項小学校費、３目学校建設費、１２節委託料６８２万２，０００円、１３節使用料及び賃貸借料４，９２４万１，０００円、１４節工事請負費３億８０５１万６０００円でございます。内訳につきましては記載のとおりで、都和南小学校につきましては２か年での工事となりますことから、１期分の経費となってございます。

**○下村委員長**　委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　つぎに、中学校プール施設修繕事業の補正予算案について、執行部より御説明願います。

**○塚本教育総務課長**　資料はサイドブックス資料５をお願いいたします。中学校プール施設修繕事業の補正予算案についてでございます。補正予算の内容説明の前に、起因となりました中学校プール防水改修工事における改修工事範囲外の不具合発生について、御説明をさせていただきたいと思います。資料の２ページをお願いいたします。学校プール施設につきましては、コロナ禍により令和２年度から休止しており、今年度授業再開に向け準備を進めておりましたが、老朽化した設備の配管や防水シートの劣化が進行し、修繕箇所が多発したことから、今年度の事業も中止せざるを得なかった状況でございます。来年度のプール授業再開には修繕期間を考慮しますと、９月補正での予算計上が必要であったこと、また、全校調査には費用と時間を要することから、設計業者委託を発注せず各校のプール清掃及び水抜き完了に合わせて防水の専門業者及び防水シートメーカーの担当者とともに点検を行い、参考見積を依頼し、緊急対応での最小限の修繕内容で９月に補正予算をいただいたところでございます。補正後、工事に着手し、再度プール槽の水を抜き、清掃しましたところ、工事範囲外であったプール底面のシート防水の亀裂の発生や前回調査した際にあった膨れ、収縮などの不具合の程度が悪化していることが判明いたしました。防水層の亀裂に関しては防水シートの全面改修から３５年を経過していることから、弾力性が経年劣化により失われ、硬化していた上に、水を抜いて空気に増えたことによる乾燥収縮が主な原因と想定されます。資料３ページ以降に状況写真がございますので、併せて御覧ください。プール防水改修工事の内容でございますが、土浦一中、六中プール防水改修工事のうち土浦一中については当初底面と立上がり、それぞれの一部分のシート防水シート張替えを予定しておりましたが、３ページ上段や中段左の写真にございますように、立上がり面の亀裂や写真中段右側や下段の左側の写真にございますように、シートの重合せ部の全周にシール剥がれが多数発生しております。また、六中につきましては、当初の長辺方向の立上り並びに一番高いところの天端の部分になりますが、シート防水の張り替え等の予定をしてございましたが、４ページの写真のとおり、平場

である底面部分並びに立上りの壁面にシートの膨れや亀裂が多数発生しております。また、二中、五中プール防水改修工事につきましても記載のとおりで、５ページ、６ページにございますように、亀裂等の不具合が発生してございます。資料は２ページ下の部分でございますが、今後の対応といたしましては、当初の工事範囲外に不具合が発生したこと、また、前回調査時より更に不具合の程度が悪化したことを考慮すると、プールシートの部分改修では、今年の夏に再度水抜き清掃した際や、数年経過した際に同様の事態が起こることが否定できないため、全体張り替えに変更する必要が生じました。なお、全体張り替えのメリットといたしましては、耐久年数が延長され、当面は部分改修をせず使用できること、さらには、施工の責任区分が明確となることで防水について１０年間の保証が受けられるため、保障の面でもメリットがございます。資料の７ページ、８ページには参考資料といたしまして、市内中学校のこれまでのプール修繕と工事履歴を掲載してございます。プール防水シートにつきましては、全面改修からほとんどの学校が３５年以上経過し、耐用年数を超えている状況でございますが、これまで部分改修で使用している状況でございます。以上がこの度の補正予算に係るプール施設の不具合発生の状況でございます。お手数ですが、資料の１ページにお戻りください。１の補正の理由につきましては、ただ今説明をさせていただきました４項の防水シートにつきまして、部分補修から全面改修工事を行うため、歳出予算の増額をお願いするものでございます。２の補正予算額は、９款教育費、３項中学校費、１目学校管理費、１４節工事請負費、４，１８７万６，０００円でございます。

**○下村委員長**　委員の皆さん質問等ありますか。

**○鈴木委員**　このプール改修については、国、県からの補助金交付金等は出ないのですか。

**○塚本教育総務課長**　改修には補助金はございませんで、一般財源のみとなります。

**○鈴木委員**　予定で出てきたのですが、金額はともかくとして、工期がプール使用までに間に合いますか。

**○塚本教育総務課長**　工期のほうは年度内は難しいのですが、延長しまして、プール開きの６月までには改修を完了したいと考えております。

**○矢口委員**　改めてプールの維持管理には非常に手間とお金が掛かるというのを実感いたしました。今回こういうふうにいっぱい不具合が見つかったという原因なのですが、このプール学習がやっていなくて清掃していなかったからこうなってしまったのか。それとも、単にプールを使ってなかったからこうなっているのか。気がつかなかったのかという点を一つ。あと、もう一つは、こういうふうに防水シートが駄目になってたことによっておそらく水も漏れてたのでしょうが、きょう体部分へのダメー

ジはなかったのかどうか。その２点をお答えいただきたいと思います。

**〇市村教育総務課施設係長**　水抜きは５月から６月にかけて実施させていただいて、状況を確認しておりますが、その時の状況から、補正予算を取って実際着工するまでの間に痛みが進行したということが考えられます。また、今回水抜きした段階では、そこまで痛みが進行していなくて、水圧をかけて清掃したところ被害が広がったというふうに聞いております。また、これまで３年間使用していなかったから痛みが進行したのかというのはあり得る話で、通常毎年こちらの７ページ以降の表にあったとおり修繕をしていたのですが、修繕も３年間ストップしていましたので、まとめて修繕が発生したというのは考えられます。

**〇矢口議員**　私の質問がうまく伝わってなかったかもしれませんが、プールを使ってなかったのは今回のコロナで仕方なかったことで、それが影響してた可能性があるということでした。あと、防水シートが駄目になっていて水漏れして、本体のきょう体部分と言うのでしょうか。そこにダメージが出なかったのかどうかという質問にお答えなかったと思いますので、よろしくお願いします。

**〇市村教育総務課施設係長**　申し訳ございません。防水シートの方は全部剥がしたわけではないのですが、基本的に雨水による影響、プールの水による影響はないものと考えております。

**〇鈴木委員**　全面改修した場合の耐用年数はどのぐらい見ればいいですか。

**〇塚本教育教育総務課長**　通常ですと、防水シートですと、１０年から１５年が耐用年数となります。

**〇下村委員長**　ほかにはありませんか。

（「なし」という声あり）

**〇下村委員長**　つぎに、中学校施設大規模改造事業の補正予算案について、執行部より御説明願います。

**〇塚本教育総務課長**　資料は、サイドブックス資料６をお願いいたします。中学校施設大規模改造事業の補正予算案についてでございます。大きな四角のうち、大規模改造トイレ事業につきましては、１、補正の理由でございますが、小学校同様、学校施設環境改善交付金について、国より令和５年度から４年度への交付金の前倒し内定があったことから、中学校５校及び義務教育学校後期課程１校のトイレの和便器９６個を洋式化するため、増額補正をお願いするものでございます。なお、本予算につきましても年度内の工事完了が見込めないことから、５年度に繰越しをいたします。２、補正予算額のうち歳入につきましては、７目教育費国庫交付金、３節中学校費交付金１，４６４万５，０００円。歳出につきましては、３項中学校費、３目学校建設費、１４節工事請負費７，６１２万８，０００円でございます。つづきまして、大きな四

角の２、大規模改造事業につきましては１０ページをお願いいたします。土浦第三中学校昇降機棟増築工事につきましては令和５年度４月からの供給開始を目指し、工事を進めてまいりましたが、工事現場において資料中ほどの写真にございますように、旧校舎の杭と思われる地中埋設物があることが判明し、杭施工に障害があることから、埋設物の除去及び地盤改良工事を追加で行う必要があるため、契約変更の必要が生じてございます。１の工事概要につきましては記載のとおりで、当初の契約金額は６，９８５万円でございます。２の工事内容の追加につきましては、地中埋設物の撤去作業及び撤去後の地盤改良工事でございます。３のその他といたしまして、本工事につきましてはウクライナ情勢悪化等によりエレベーターの制御盤に欠品が生じており、エレベーターの納期が遅延していることから、工期延長が現在見込まれてございます。再びお手数ですが、前のページにお戻りください。１の補正の理由につきましては、今回の地中埋設物の当初の予測は困難な状況でございまして、これに係る除去及び地盤改良工事は追加で発生するため、増額補正をお願いするものでございます。２の補正予算額につきましては、追加工事としまして、３項中学校費、３目学校建設費、１４節工事請負費７２９万３，０００円でございます。なお、本工事につきましては、令和３年度から４年度への予算を繰越事業を行っているため、１４節工事請負費補正前の金額が０円となってございます。

**○下村委員長**　委員の皆さん質問等ありますか。

**○塚原委員**　土浦第三中学校の旧校舎を解体した時の杭、これがあったということですが、本来であればこれは解体業者さんが産廃として持ってくものだったのかどうか教えていただけますか。

**○市村教育総務課施設係長**　杭に関しましては地下工作物の取扱いに関するガイドラインというものが出ておりまして、基本的に地中の地盤の安定化に寄与するために発注者の判断で残地をすることが多いものでございます。基本的に価値があると判断して残しているものに関しては廃棄物とはならず、撤去義務は発生しないのですが、今回のように新規の工事に際して不要となった時点で産業廃棄物となりまして、処分の義務が発生するというふうに考えております。

**○塚原委員**　ということは、これを埋めた時は地盤を強固にするために埋めていたという判断でいいですか。

**○市村教育総務課施設係長**　資料は残っておりませんが、そのように推察されます。

**○下村委員長**　委員の皆さんほかにございますか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　つぎに、中学校長寿命化改良事業の補正予算案について、執行部より御説明願います。

**○塚本教育総務課長**　資料はサイドブックス資料７をお願いいたします。中学校長寿命化改良事業の補正予算案についてでございます。１の補正の理由でございますが、土浦第四中学校長寿命化改良工事につきましては、令和４年度に工事を着工し、２か年での事業でございます。２期工事に当たります令和５年度分の学校施設環境改善交付金について、国より４年度への前倒し内定があったことから、増額補正をお願いするものでございます。なお、本予算につきましても年度内の工事完了が見込めないことから、５年度に繰越しをいたします。２補正予算額のうち歳入につきましては、７目教育費国庫交付金、３節中学校費交付金１億２，８５３万９，０００円でございます。歳出につきましては、３項中学校費、３億学校建設費、１２節委託料１，０８７万７，０００円、１３節使用料及び賃貸借料９，３７４万７，０００円、１４節工事請負費４億８，５４０万８，０００円でございます。

**○下村委員長**　委員の皆さん、質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　つぎに、市立武道館整備修繕事業の補正予算案について、執行部より御説明願います。

**○大橋スポーツ振興課長**　資料の８をお願いいたします。市立武道館整備修繕事業、こちらは国の補正予算の交付内定をいただいたところで、令和５年度予算要求分を前倒し、武道館の１階会議室、３階剣道場の空調設備の改修工事を実施するものです。３分の１補助となります、国からの交付金の３４１万８，０００円を歳入として予定してございます。

**○下村委員長**　委員の皆さん質問等ございますか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　つぎに、報告関係に移ります。専決処分の報告について、木田余地区運動広場における事故の和解について、執行部より御説明願います。

**○大橋スポーツ振興課長**　資料の１０をお願いします。専決処分の報告、木田余地区運動広場における事故の和解でございます。木田余グラウンドで野球ボールで民家の屋根瓦を破損させた事故の損害賠償で、１２月２７日に和解となったものでございます。

**○下村委員長**　委員の皆さん質問等ありますか。

**○鈴木委員**　野球のボールというのは軟式、硬式どちらかというのが１点。もう１点は、ネットの高さは何メートルでしたでしょうか。

**○大橋スポーツ振興課長**　複数回ボールのほうはこのお宅に入り込んでしまっておりまして、中には使用禁止である硬球のボールも含まれてございました。それから、ネットの高さにつきましては、既存１０メートルでございます。

**○鈴木委員**　そうすると、これは土浦市の責任ということで、和解はしているのでしょうけども、実際にその野球をしていた人たちというのは遊びで使っていたのか。何か大会等で使っていたのか。そういうところは分かりますか。

**○大橋スポーツ振興課長**　実際に１番のところに記載しておりますとおり、いつ起こったのかが不明な状況でございます。そのような中ですが、ボールが飛び込んできたという事実に基づきまして、市の施設管理者としての瑕疵が明らかとなったということで保険が適用になったところでございます。

**○鈴木委員**　硬式のボールはかなり固いわけで、そのネットを超えてしまうと、人間に当たって大きな事故になると思うので、施設を使う際に軟式用の球場であれば、軟式以外は使わせないという指導を徹底していただきたいと思います。

**○大橋スポーツ振興課長**　本来でありますと、硬球のボールは使用禁止でございます。今回改めて現地に看板を設置したり、軟式やソフトボールを使用している団体の方に他球場に振り替えてもらう、使用する面をＡ面からＢ面に振り替える等の可能な限り対策の周知をしたところでございます。

**○下村委員長**　この説明になぜこんなに金額が大きいかというのが前に説明されてました。硬球が当たったかどうかもよくはっきりしなかったけれども、実際に当たったのは事実らしいということで。屋根瓦だけどこんなに費用が掛からないのだけど、それが原因で雨漏りをしていたからこういう費用になっているということでした。それでよろしいですね。

**○大橋スポーツ振興課長**　おっしゃるとおりでございまして、２階の屋根瓦が破損した上で、１階の天井からの雨漏りが発生したものでございます。

**○目黒委員**　複数回ボールが入ったってことで、周知、注意の喚起ということだったのですが、ネットを高くするなどの対策は何か講じられたのでしょうか。

**○大橋スポーツ振興課長**　今回物理的な対策というのは取っておりません。また、本委員長がおっしゃるように人にでも当たったら大変なことなので、今後の予算というものもありますが、そこは検討してまいりたいと考えてございます。

**○望月教育部長**　今のスポーツ振興課長の補足でございますが、今回こういった事案があったということで、被害に遭われたお宅にスポーツ振興課で謝罪と御相談を兼ねて行っているわけですが、その中で今後の対策という意味で、今お話の出ました１０メートルのネットをもっと更に高くするような方法も現実的にはございますので、そういったことも住民の方にお聞きしましたが、それは望んでないというようなお話がありました。高くすれば高くするほど、近隣の住民の方にとっては台風とかで万が一の場合、倒れてくるような状況や最近の強い台風で報道等でありますので、そういったことを近隣の方は御心配してるというようなお話を受けたものですから、そういっ

た対策ではなく、周知などの別の方法で考えているというふうに至ったものでございます。

**○下村委員長**　皆さんよろしいでしょうか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　つぎに、専決処分の報告、土浦市手野町地内における事故の和解について、執行部より御説明願います。

**○大橋スポーツ振興課長**　資料の１１をお願いします。専決処分の報告、手野町地内における事故の和解でございます。１２月２７日に公用車で交通事故を起こしてしまいました。この事故の損害賠償で２月３日に和解となったものでございます。

**○下村委員長**　これについて、委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　それでは、その他に移ります。土浦市上大津地区小学校適正配置実施計画の一部見直しについて、執行部より御説明願います。

**○田中学務課長**　資料の１２をお願いいたします。土浦市上大津地区小学校適正配置実施計画の一部見直しについて、御説明いたします。市教育委員会では、上大津地区小学校の子供たちにとってより良い教育環境の整備などに向けて、令和２年１１月に土浦市上大津地区小学校適正配置実施計画を策定いたしました。しかしながら、上大津地区内の国道３５４号における交通事情など、子供たちを取り巻く環境が大きく変化したことから、令和４年８月、地域や保護者の代表者等で構成する（仮称）土浦市上大津地区統合小学校施設整備等検討委員会が設置され、同年１２月には新たな統合小学校建設候補地についての提言書が提出されました。市教育委員会では、地域の意見が反映されたこの提言書を踏まえまして、建設候補地を改めて選定いたしましたので、適正配置実施計画においても適正配置の方針の見直しを下記のとおり行うものでございます。見直しの内容としましては変更前の「（１）統合先である土浦第五中学校付近とする」を変更後の「上大津東小学校北側拡張とする」とし、理由としましては登下校時の安全性の向上が見込まれるなどとなります。また、（２）の目標とする実施時期につきましても、変更前は令和４年９月までの開校を目標とするとしておりましたが、改めて建設候補地を選定したことに伴い、開校の時期を令和１０年４月の開校を目標とするに見直しいたしました。次のページをお願いいたします。変更後の（仮称）土浦市上大津地区統合小学校候補位置図でございます。

**○下村委員長**　このことについて、委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　つぎに、（仮称）上大津地区統合小学校整備基本計画案について、執行部より御説明願います。

**〇塚本教育総務課長**　（仮称）土浦市上大津地区統合小学校整備基本計画案についてでございます。資料１３及び１３－２、（仮称）土浦市上大津地区統合小学校整備基本計画案の概要版で御説明をさせていただきます。本編につきましては、サイドブックス、その他資料、計画プラン等、パブリックコメントに掲載をしてございますので、後程御覧ください。はじめに、資料１３をお願いいたします。先ほどの学務課長からの説明から説明にもございましたとおり、（仮称）上大津地区統合小学校につきましては、新たな統合小学校建設候補地を次ページの拡大図にございますように、現在の上大津東小学校の北側部分を拡張した場所を選定させていただきました。それでは、１３－２基本計画概要版をお願いいたします。まず、概要版資料の初めに記載のとおり、基本計画につきましては、近年の教育環境を見据えた新たな学校づくりに向け、令和１０年度の開校を目指し、統合小学校建設を整備していくものでございます。つづいて、統合小学校の規模についてでございますが、上大津地区の人口推移を踏まえた上で、施設規模の検討をしてまいります。右側施設整備の考え方をお願いいたします。学校整備のメインコンセプトにつきましては、おおつ野地区に新たな学校を建設することから、地域の特性、未来へ歩む地域、そして、新しい時代の学びを実現する学校施設を目指し、未来へ歩む地域とともに、学校、子供たちの成長と新時代の学びを支える学校、こちらをメインコンセプトとし、①の安心安全な学校づくりから⑥の持続可能な学校づくりまで、六つのコンセプトを掲げてございます。つづいて、次のページをお願いいたします。配置計画の方針でございます。既存の上大津東小学校の子供たちの学習環境に配慮し、工事を進める必要がございますことから、新校舎は既存校舎の北側に配置する考えでございます。また、体育館につきましては、今年度、神立小学校体育館の工事と同様に現在市で進めてございます長寿命化改良工事を実施し、全面解消をする予定でございます。全体計画概要、右側工事手順の検討及び施設整備スケジュールの整理につきましては、記載のとおりでございます。お手数ですが、資料１３にお戻りください。４の本計画案につきましては、３月２日から３月２３日までパブリックコメントを実施する予定でございます。５の開校までのスケジュールにつきましては、記載のとおりで、令和１０年４月開校予定でございます。

**〇下村委員長**　委員の皆さん質問等ありますか。

**〇鈴木委員**　中身の部分は特にないのですが、間に１回学務課長の説明が入り、また教育総務課に戻りました。こういう学校の再編とかの場合の教育総務と学務の仕事の分担というのを改めて確認したいのですが。なぜ１回学務課長の説明が入って、また総務に戻ったのかっていうところ。私の理解不足もありますが、その辺を教えてください。

**〇望月教育部長**　今回の上大津地区の新しい学校整備につきましては、そもそも上大

津地区の三つの小学校がございましたが、そちらの児童数等の状況に応じて統廃合の必要性というところから始まっております。その辺りの子供たちの人数や、教育環境の整備という部分、いわゆるソフト部分については、学務課のほうで従来から所管をしております。そして、統合校を造るというような内容になりますと、新しい建物の建設ということになりまして、いわゆるハード部分については、教育総務課の所管という分け方になっております。本日の説明も最初の学務課長の説明については、この新しい統合校の必要性をうたっております大元の上大津地区小学校適正配置実施計画というものに定めてありました。今回場所が変わるというようなことで、まずはそちらの元になっております適正配置計画の修正を行った上で、今日は初めてお示しさせていただきました統合小学校の整備基本計画というものが成り立っているということで、所管が二つに分かれてしまい大変聞きづらくて申し訳ございませんが、そういうような内容でございます。

**○鈴木委員**　十分理解しました。今後ハードの方は計画ふぉおり進んでいくと思うのですが、ソフトの部分で新しい統合小学校になるわけですから、新治学園ができた時のように校歌や校則など学校の中身からの作り直しになっていくと思うのですが、その辺は学務課が主導して、指導課も入ってくると思いますが、進めていくという理解でよろしいですか。

**○望月教育部長**　鈴木委員おっしゃるとおりでございまして、今日お示しした整備基本計画についてはハードの部分でございますが、この先に学校の名前や効果、指導の内容などはソフトの部分に入ってきますので、そちらは学務課中心に、場合によっては指導課とともに検討させていただきたいと考えております。

**○鈴木委員**　建物のほうはゼネコンに頼めば立派なものができるのでしょうが、中身の部分は新治の時もそうですが、地元の意見を十分にくみ取りながら、地域に愛される学校づくりを心掛けて、連携をとってやっていただきたいと要望いたします。

**○下村委員長**　ほかにはありますか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　つぎに、神立小学校のプールについて、執行部より御説明願います。

**○塚本教育総務課長**　資料はサイドブックス資料１４をお願いいたします。神立小学校のプールについてでございます。小学校プール施設につきましては、先ほどの補正予算案同様に９月の補正予算をいただきまして、修繕を進めている状況でございます。まず、現状についてでございます。神立小学校につきましても５年度のプール再開に向け、防水改修工事及びポンプ更新工事を実施していたところ、四角の枠内でございますが、プール底板より下部の排水兼循環配管が脱落し、漏水していること。これにより空洞が広がっていること。また、プールサイドの地盤沈下の進行により、今後、

配管の破損の恐れがあることが判明いたしました。課題といたしましては、現在発注しております工事につきましては、工事を完成しても漏水のため使用できず、新たに発生した問題解決には地盤の問題から解決する必要がございます。今後の対応といたしまして、次年度の使用が見込めないことから、現在発注しております工事につきまして工事を中断し、プール防水改修工事については契約解除を、プールポンプ改修工事については減額の契約変更する方向で協議を進めております。また、神立小学校のプール学習については、民間プールを活用し、５年度実施する方向で同じく協議を進めておりますことを御報告させていただきます。重ね重ねの修繕報告で申し訳ございません。

**〇下村委員長**　委員の皆さんこの件について、質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

**〇下村委員長**　暫時休憩いたします。

（午前１０時５８分休憩）

（午前１１時０５分再開）

**〇下村委員長**　再開いたします。つぎに、令和４年度第１回土浦市総合教育会議の開催結果について、執行部より御説明願います。

**〇塚本教育総務課長**　資料はサイドブックス資料１５をお願いいたします。令和４年度第１回土浦市総合教育会議の開催結果について、御報告をさせていただきます。令和５年２月２日午後４時より、ウララ２の４階、土浦市社会福祉協議会、講義講習室において、土浦市長、教育長及び教育委員４名による総合教育会議を開催いたしました。この会議は、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有してより一層民意を反映し、教育行政を推進するため協議を行う場として法律で設置されているものでございます。今回は一つ目、部活動の地域移行については、持続可能な部活動のあり方や課題を中心に、二つ目としてコミュニティスクールについては期待する役割や運用展開について、それぞれ意見交換を行ってございます。主な意見については、記載のとおりでございます。今回協議でいただいた意見を参考に、今後とも教育委員会と市長部局において課題を共有し、施策を進めてまいります。

**〇下村委員長**　委員の皆さん、このことについて、何か御意見、質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

**〇下村委員長**　つぎに、学校給食における食物アレルギー対応について、執行部より御説明願います。

**〇寺崎学校給食センター所長**　資料の１６をお願いします。学校給食における食物アレルギー対応について、御説明いたします。給食センターの食物アレルギー対応につ

きましては、８月の事前委員会にて、現在の除去食から令和５年度より代替食へ移行する旨を御説明させていただきました。現在順調に準備作業を進めておりますが、提供開始を前に改めて御説明させていただきます。１の目的でございますが、現在提供しております除去食は食品の除去に伴う栄養価の低下や弁当持参の負担を伴う等の課題もあることから、これらの課題の解決改善を図ることを目的に代替食に移行するものです。開始時期でございますが、令和５年４月から代替食を提供いたします。３の対応条件につきましては、医師の診断指示があることと、家庭においても除去食等の食事療法を行っており、学校給食による対応が可能な場合を条件として設けております。現在、除去食を選択している児童生徒は１９名ですが、来年度から代替食を希望する児童生徒は今のところ２３名となっております。４の提供方法でございますが、現行の乳卵同時除去食を基本とし、必要に応じて除去した食品に代わる食品を加え、そちらにお示しした写真のように、提供時には専用の個別容器に入れ、代替食確認表にてチェックを行いながら安全確実に対象者へ届けてまいります。本センターの代替食の提供については主食、副食、飲料と完全な形では県内で２番目の事例となりますが、安全性を最優先し運用してまいります。

**○下村委員長**　委員の皆さんこのことについて、御質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　つぎに、学校給食センター施設見学試食会の実施について、執行部より御説明願います。

**○寺崎学校給食センター所長**　資料の１７をお願いします。学校給食センター施設見学試食会の実施について、御説明いたします。これまで学校給食センターでは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、施設見学及び試食会の実施を見合わせておりましたが、今後は適切な感染防止対策を講じた上で受入れを開始いたします。目的でございますが、本事業は給食の調理工程及び衛生管理に関する見学や試食等を通して学校給食に対する理解を深めるとともに、給食センター、学校家庭地域が連携し、子供の食育を推進することを目的に実施してまいります。開始時期でございますが、新型コロナ感染症法上の位置付けの変更時期に合わせ、令和５年５月から受入れを開始いたします。周知は３月からホームページで行ってまいります。実施内容等につきましては御覧の表のとおりでございますが、児童生徒を対象とした施設見学や職場体験等と一般を対象とした施設見学、食育講座給食の試食を実施してまいります。。

**○下村委員長**　委員の皆さん、この件に関して質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　つぎに、土浦市文化財保存活用地域計画について、執行部より御説明願います。

**○中澤文化振興課長**　資料の１８をお願いいたします。文化財保存活用地域計画につきましては、文化庁長官の認定を目指して令和３年度より、これまでに計７回の協議会を開催し、今月の１０日に計画書について、協議会よりおおむね了承をいただいたところでして、その概要版が⑱の資料になります。１ページ目を御覧ください。左上の計画作成の目的は、歴史文化を後世に伝え、土浦市の魅力を高め、土浦市発展の方策の一つとするものです。計画期間は、令和５年度から１４年度までです。右側中段を御覧ください。土浦市の歴史文化の特徴を１２の視点に分類したものです。２ページ目を御覧ください。こちらは、歴史文化遺産の保存と活用に関する将来像と基本方針をまとめた図でございます。将来像は、霞ケ浦と筑波山城下町と村々とが織りなす歴史と文化を学び、未来につなぐ土浦といたしました。この将来像を実現するために三つの基本方針を定め、それぞれに取組や課題、実施している主な取組を記載しております。３ページ目を御覧ください。こちらの図は、三つの基本方針を推進するための六つの重点事業の概要を記しております。４ページ目を御覧ください。左側半分は、歴史文化遺産を総合的に保存活用するために五つの関連文化財群に分類した表で、それぞれが重点事業に位置付けられております。右半分は、歴史文化遺産を周辺環境も含めて保存活用するため、霞ケ浦湖畔、土浦城、桜川、山ノ荘の四つの区域に設定した図表となっております。概要については以上になりまして、現在文化庁からの最終的な指導を受けているところでございます。令和５年度には、文化庁長官の認定を受けるべく申請書を提出する予定です。

**○下村委員長**　委員の皆さんこの件について、質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　つぎに、市民会館ネーミングライツ事業スポンサーとの契約について、執行部より御説明願います。

**○中澤文化振興課長**　資料の１９をお願いいたします。市民会館のネーミングライツにつきましては、１番目の目的に記載のとおり、施設の知名度や魅力を高めて利用促進を図り、文化芸術の振興を図ることを目的としております。契約期間が令和５年４月３０日をもって満了となりますことから、継続して契約しますことを御報告させていただきます。命名権料、契約期間、愛称については、３番目の契約についてに記載のとおりです。

**○下村委員長**　委員の皆さんこの件について、質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　つぎに、土浦市市民ギャラリー、土浦市立図書館連携企画装丁ブックデザイナーのお仕事展の開催について、執行部より御説明願います。

**○中澤文化振興課長**　資料の２０をお願いいたします。市民ギャラリーと図書館との

連携企画展装丁ブックデザイナーのお仕事展開催のお知らせです。この展覧会では、日本図書設計課協会の協力を終えて実施するもので、本作りに携わるイラストレーターの原画や本ができるまでについて、御紹介するものです。会期、展示構成、記念行事は、チラシに記載しておりますとおりです。

**○下村委員長**　委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　つぎに、「土浦の遺跡２８　武者塚古墳と古代焼き物のさとー令和２・３年度遺跡調査の成果ー」の開催について、執行部より御説明願います。

**○堀部上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長**　サイドブックス資料２１をお願いいたします。上高津貝塚では、３月１８日よりテーマ展「土浦の遺跡２８武者塚古墳と古代焼き物の里―令和２・３年度遺跡調査の成果ー」を開催いたします。昨年１２月に筑波大学と合同で４０年ぶりに武者塚古墳の発掘調査を実施いたしました。今回の展覧会では、重要文化財であります武者塚古墳の出土品を公開するとともに、令和２年度、３年度の発掘調査の成果を御紹介いたします。関連する記念行事といたしまして、武者塚古墳発掘４０周年記念講演会や遺跡の発掘調査成果を御紹介する調査発表会などを予定しております。是非御覧いただきたく御案内申し上げます。

**○下村委員長**　委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　つぎに、新治運動公園人工芝グラウンド竣工式及びこけら落としについて、執行部より御説明願います。

**○大橋スポーツ振興課長**　資料の２２をお願いいたします。新治運動公園人工芝グラウンド竣工式及びこけら落としについての御案内です。来る３月２５日土曜日に人工芝グラウンドの竣工式を執り行います。議員の皆様にも御案内を申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。また、２番にお示しのとおりネーミングライツスポンサーとして、株式会社つくば電気通信に決定となりましたので、併せて御報告いたします。

**○下村委員長**　委員の皆さん、質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　以上で提出された資料の説明は終了しました。そのほか何か執行部からありますか。

（「ございません」という声あり）

**○下村委員長**　委員の皆さんから執行部に何かありますか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　なければ、教育委員会は終了とします。暫時休憩といたします。

（午前１１時２０分休憩）

（午前１１時３０分再開）

**○下村委員長**　再開いたします。それでは、議案関係に入ります。まず、令和５年度土浦市一般会計予算（案）主要事業についてです。資料は、全員協議会、令和５年、２月１１日、令和５年度予算の概要をお開きください。それでは、順次御説明願いたいのですが、私からは指名をしませんので、次々と説明していただきたいと存じます。それと、４番、５番の水田健康増進課長の二つについては、午後からといたしますので、よろしくお願いいたします。

**○福原社会福祉課長**　資料の２８ページをお願いいたします。重層的支援体制整備事業でございます。本事業は、令和３年度社会福祉法改正により新設された事業で、地域共生社会の実現に向けて、高齢者や障害のある方、子供、生活困窮者など、全世代の地域住民の複合化、複雑した支援ニーズに対応するために、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、包括的な支援体制を構築するものでございます。本市におきましては、全国に先駆けて平成６年度から実施しております土浦型地域包括ケアシステム、いわゆるふれあいネットワークを国が定める六つの事業に枠組みを変え、引き続き一体的な事業を展開してまいります。高齢、障害、子供、生活困窮など、属性ごとの課題にかかわらず、複雑、複合化した支援ニーズに対応した包括的な支援体制を構築することで、市民に寄り添った伴走支援を行い、迅速丁寧な対応、課題の改革を解決を図ってまいるものでございます。

**○小池障害福祉課長**　つづきまして、２９ページお願いいたします。手話普及事業でございます。令和４年３月に手話言語条例の制定等に関する請願書が採択されたことを受け、今回の議会で手話言語条例の制定の議案を上程する予定となっておりますが、今回の事業は、それに関連するものとなっております。事業の中程、事業の概要と今年度事業内容の欄を御覧ください。ハンドブック配布事業は、小学校の福祉体験事業に合わせて、小学校３年生にハンドブックを配布するものでございます。初年度となります来年度は、３年生から６年生まで、次年度以降は毎年３年生に配布を予定しております。手話奉仕員養成事業は、既に実施している養成講座の期間を拡充することで、受講者の手話の技能の向上を図るものでございます。パブリシティー活動事業は、市公式ホームページで配信する市長の記者会見動画の動画に手話を付けることで、ろう者への情報保障と市民が手話に対する関心を持つきっかけとなることを期待するものでございます。手話バッチ作成配布事業につきましては、養成講座の修了者など、手話を使える方にバッチを配布し、ボランティア活動時などに活用してもらうというものでございます。

**○塚本高齢福祉課長**　３０ページをお願いいたします。高齢者補聴器購入費助成事業

でございます。この事業は、高齢者が加齢性難聴などのために日常生活に支障が生じるなどの理由で、補聴器を購入した際の購入費の一部を助成することにより、社会参加の機会を促し、認知症の予防や健康寿命の延伸を目指すとともに、高齢者の生活の質の維持確保につなげるものです。事業の内容でございますが、聴力の低下により日常生活に支障がある６５歳以上の方が補聴器を購入する際に費用の一部を助成するというものです。具体的には、６５歳以上の方で、聴覚障害の身体障害者に該当しない方を対象として、補聴器自体分の購入費用の２分の１、上限２万円を助成するものです。予算額は、２００万円でございます。なお、補聴器については、購入後の調整が必要となるものであり、この調整がうまく行えないと補聴器の使用を中断してしまうということも聞かれますので、取扱いについては十分周知してまいりたいと考えております。また、期待される効果でございますが、補聴器を使用することにより、家族を含めて他者とのコミュニケーションが改善され、家庭内での円滑な会話の確保や、外出しやすくなることによる社会参加につなげるなど、高齢者の生活の質の向上が期待でき、認知症の予防や健康寿命の延伸に寄与できるものと期待しております。

**○刈山国保年金課長**　７９ページお願いいたします。出産育児一時金支給事業について、御説明いたします。当事業は、平成６年度から出産育児一時金の支給により出産を望む家庭にとって経済的問題から出産を控えることがないように、妊産婦の経済的負担を軽減してきました。本市での出産に係る費用平均と支給金額の差が大きいことから、令和２年１０月２９日、出産育児一時金の増額を目指す自民党の出産費用等の負担軽減を進める議員連盟の設立総会に安藤市長が子育て支援に積極的な市として招かれ、国による財政支援の拡充を求めました。その結果もあって、令和５年度から支給金額が８万円増額、産科医療補償制度の掛金１万２，０００円と合わせて５０万円とされ、その増額にも国が３分の２の市町村負担を地方交付税措置を講じて、更なる出産に対する経済的支援を進めることになりました。支給金額の増額により、安心して子供を産み育てられるまちの実現と、この子育て世帯の経済的支援の充実を目指します。なお、当事業の支給額につきましては、条例改正案も議案提出しております。

**○塚本高齢福祉課長**　８０ページをお願いいたします。認知症施策推進事業でございます。本市ではこれまで、認知症施策として認知症の予防と共生を両輪にし、本人や家族への支援、さらに、認知症の方に優しい地域づくりを行うということで、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける社会の実現を目指してまいりました。今年度は特に誰もが認知症自分のことと考え、認知症になってもその本人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、生活する上での障壁、バリアを減らす取組が推進されているまちを目指し、普及啓発を始め、官民連携の取組や認知症の本人やその家族の声を伺いながら、認知症バ

リアフリーの取組を推進してまいります。具体的には、本市の認知症施策に重点的に取り組む姿勢や姿を広く内外に発信し、市民、関係者、企業等が一体となって施策を進めることで、認知症の関心を高めるとともに、あらゆる世代の立場の人が協力して取り組む体制づくりを進めてまいります。また、今年度４年度でございますが、市独自に設定いたしました土浦認知症バリアフリー月間である９月に令和５年度もオレンジライトアップ事業や市民講演会を開催するなど、普及啓発を図ります。さらに、官民連携セミナーや認知症サポーター養成講座を拡充するなど、認知症の人にとってのバリアをなくすための具体的な取組を進めてまいります。あわせて、これまで取り組んできた認知症初期集中支援チームによる認知症の初期診断と早期対応や認知症の予防や、その進行を穏やかにするために市内２か所で開催されてきた認知症カフェ「ふれあい茶屋」を継続実施するとともに、「ふれあい茶屋」登録制度による新たな開設や運営の広報支援も行ってまいります。予算につきましては、認知症初期集中支援チーム委託料のほか、様々な取組に係る事務経費で１，１８８万３，０００円となります。期待される効果ですが、市民家族、企業等、あらゆる世代や所属で認知症は誰もがなり得る自分のこととして関心を高め、認知症の人にとっての生活上のバリアとなるものを軽減していくことで、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現を寄与できるものと期待しております。

**○下村委員長**　それでは、委員の皆さん今御説明がありました主要事業について、質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　つぎに、資料は、文教厚生委員会、令和５年、２月２０日開催、保健福祉部をお願いします。土浦市手話言語の普及の促進に関する条例の制定について、執行部より御説明願います。

**○小池障害福祉課長**　土浦市手話言語条例の普及の促進に関する条例の制定について、御説明させていただきます。サイドブックス資料②－１をお願いいたします。まず、１の制定理由でございます。手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外のものが相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指し、条例を制定するものでございます。なお、この条例は手話言語条例の制定等に関する請願書が令和４年３月議会において採択されたことを契機として、請願関係者との協議及びパブリックコメント手続を経て議案上程に至ったものでございます。このろう者という言葉について、あまりな染みがない言葉であろうかと思いますので、簡単に説明させていただきます。ろう者とは、第一言語として手話を使用する耳の聞こえない人のことを指します。生まれつき音のない世界にいる人たちは、日本語という音声言語を取得できないため、その代わりに意思疎通の手段として使用するのが手

話となります。今回の条例は、そのような手話を言語として認め、普及を目指しましょうというものでございます。手話言語条例は、平成２５年に鳥取県手話言語条例が制定されたことを皮切りに全国で制定が進んでいる条例です。令和４年１２月末時点で、全国４６２自治体で制定されており、県内では茨城県、水戸市、つくば市、筑西市、笠間市において同様な条例が制定されております。手話が言語であるとの認識に基づき、基本理念、自治体や事業者等の責務、役割、普及啓発などを規定するいわゆる理念型条例と呼ばれる形をとることが多いのですが、本市におきましても主に理念を規定する条例のスタイルとなっております。２の条例の内容につきましては、１２月議会の事前委員会で御説明させていただいたときのものと大きく変わったところはございません。前文では、条例の制定目的について、詳細を説明しております。第１条では条例の目的、第３条では基本理念、第４条から６条までは市の責務や施策、第７条から第９条までは市民、事業者、ろう者及び手話通訳者等の役割を規定しております。３施行日につきましては、令和５年４月１日を予定しております。４にその他にとしまして、この条例案の作成に当たり１２月から１月にかけて実施いたしましたパブリックコメントの結果報告となっております。４件の意見が寄せられ、うち３件は賛成意見で、今後の施策の展開に期待するというものでございました。残り１件については、ろう者という言葉を使用することに対する疑義等であり、聴覚障害者と置き換えるなど表現方法に気を使うべきとの意見でした。この条例案の中では、ろう者とは手話を用いて日常生活及び社会生活を営む聴覚に障害があるものと、第２条、第３項で規定しておりますが、念のため請願関係者にも確認したところ、ろう者は第一言語として手話を取得し、使用する自らを誇りを持ってろう者と呼んでおり、何らおかしい言葉ではありませんとの意見をいただいております。また、この条例案の目的は手話の普及を目指すというものですが、手話言語とこれを第一言語とするろう者は切っても切れない密接な関係であると言えます。一方、聴覚障害は病気や加齢に起因することも多く、中途失聴者や難聴者の全てが意思疎通の手段として手話を用いるろう者となるとは限らず、多くの場合は補聴器を持ちつつ音声又は筆談により意思疎通を行うものと思われます。したがって、条例案におけるろう者の箇所を視聴覚障害者としてしまうと、手話の普及を目指すという条例案の目的が薄まってしまうことにつながりかねないとの結論に至り、原案のままといたしました。次ページ以降に条例の案文と資料２－２に制定理由説明書及びパブリックコメント実施結果の詳細を添付しておりますので、御確認いただければと存じます。

**○下村委員長**　ただ今の説明について、委員の皆さん御質問等ありますか。

**○矢口委員**　今の御説明の一番最後の部分、ろう者という言葉に関しての部分なのですが、世の中で特に障害者に対する言葉の本来の意味を履き違えての今回の御意見だ

ったのだろうなと思います。こういったしっかりした考え方を是非何かの形で表明していただければいいかなと強く思ったところであります。条例の案を見たところ、この部分には触れてはいないですか。

**○小池障害福祉課長**　言葉でも、第２条、第３項のところで、ろう者という定義という形には。

**○下村委員長**　ほかにはよろしいでしょうか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　つぎに、土浦市障害者自立支援センター条例等の一部改正案について、執行部より御説明願います。

**○小池障害福祉課長**　それでは、土浦市障害者自立支援センター条例等の一部改正案について、御説明いたします。サイドブックス資料③－１をお願いいたします。１の改正理由でございます。こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の公布に伴う児童福祉法と障害者総合支援法の法律の改正により、土浦市障害者自立支援センター条例、土浦市療育支援センター条例及び土浦市つくしの家条例の一部を改正するものでございます。２の改正の概要につきましては、法改正に伴う文言の修正と児童福祉法の条文の中の項の削除に伴う土浦市療育支援センター条例の項の繰上げを行うものでございます。具体的には、資料③－２の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。中ほど赤くなっているところが改正の内容なのですが、まず一番左が改正後、真ん中が改正前の条文となっております。改正前に厚生労働大臣となっていたものが総務大臣というふうに文言が修正されます。２ページ目見ていただきまして、こちらの療育支援センター条例なのですが、引用条文の項が変更になっていますので、ここが繰り上がってございます。児童福祉法においては、所管が今度内閣府になりますので、今まで厚生労働大臣となっていたものが内閣総理大臣というふうに改めるようになります。資料③－①にお戻りください。３の施行日につきましては改正法の施行日に合わせて令和５年４月１日となりますが、土浦市療育支援センター条例の繰上げ部分の改正規定は改正法の施行日と合わせて令和６年の４月１日からの施行となります。

**○下村委員長**　ただ今の説明について、委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　つぎに、土浦市国民健康保険条例の一部改正案について、執行部より御説明願います。

**○刈山国保年金課長**　土浦市国民健康保険条例の一部改正案について、御説明いたします。サイドブックスの資料４をお願いいたします。今回の改正は、出産育児一時金の支給額でございます。１番の改正理由でございますが、出産育児一時金等について

は、出産に係る経済的負担を軽減させるため、健康保険法等に基づく保険給付として平成６年度から支給しております。出産育児一時金等の支給額については、出産費用等の状況を踏まえて弾力的な改正を実施するため、政令において規定されておりますが、今般当該支給額を引き上げることとなり、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和５年２月１日に公布され、令和５年４月１日から施行されます。このことを受けて、国民健康保険条例においても支給額の変更が必要となることから、改正を行うものでございます。２番の改正の内容でございますが、出産育児一時金の本人給付分の支給額を４０万８，０００円から４８万８，０００円に改めるものでございます。本人支給分に産科医療補償制度の掛金１万２，０００円を合わせて５０万円の支給額となります。また、併せてその他文言の整理等を行うものでございます。３番の施行日等につきましては、施行日は令和５年４月１日から施行、適用区分はこの条例による改正後の土浦市国民健康保険条例第６条第１項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例によるものでございます。

**○下村委員長**　ただ今の説明について、委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　つぎに、つくしの家管理運営事業の補正予算案について、執行部より御説明願います。

**○小池障害福祉課長**　令和４年度土浦市一般会計補正予算第１５回（案）について、御説明させていただきます。資料⑥をお願いいたします。つくしの家管理運営事業でございます。１の補正の理由としましては、本市に対し総合葬祭ひまわりくらぶ様から障害福祉事業に活用して欲しいと１０万円の寄付があったことから、福祉において必要な備品等の購入費用として寄付金相当額の増額補正をお願いするものでございます。２の事業の概要ですが、古くなってしまい、また、容量の小さい洗濯機の買換えと壊れてしまったデジタルカメラの購入を予定しております。３の補正予算額でございます。まず歳入ですが、１９款、１項、２目民生費寄付金、１節民生費寄付金等１０万円増額補正でございます。つづきまして、歳出は同額の１０万円ですが、３款、１項、４目福祉運営管理運営費、１０節、細節０１の消耗品費、こちらはデジカメの部分ですが、１万４，０００円。１７節備品購入費が洗濯機の分で８万６，０００円。合わせて歳入と同額の１０万円の増額補正をお願いするものでございます。

**○下村委員長**　ただ今の説明について、委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　ここで暫時休憩等いたします。

（午前１１時５５分休憩）

（午後１時再開）

**○下村委員長**　それでは、再開いたします。まず最初に、令和５年度土浦市一般会計予算（案）主要事業のについての４番と５番について、執行部より御説明お願いします。

**○水田健康増進課長**　それでは、予算の概要の３７ページをお願いいたします。事業名は各種予防接種事業（子宮頚癌予防接種）についてでございます。本市ではヒトパピローマウイルス（ＨＰＶ）感染等の予防効果が期待期待できるため、令和３年１１月の国の積極的勧奨の再開を受けまして、本年度から小学校６年生から高校１年生相当の女子の定期接種対象者及び接種勧奨を受けないまま法定年齢対象外となりましたキャッチアップ対象者と呼んでおりますけども、そのような方に対して適切な情報提供及び接種費用の助成を行うことで接種に係る費用負担を減らすとともに、接種の推進及び感染症予防を図ってまいったところでございます。既にＨＰＶワクチン２価、４価の３回接種の全額助成を実施しておりますが、本年４月から９価のＨＰＶワクチンについても全額助成をするものでございます。約２００種類のＨＰＶの型がある中で、より幅広い方のＨＰＶの感染予防に効果が期待できる９価ワクチンの周知と接種費用の助成を行うことで、子宮けいがん罹患率の減少が期待されるところでございます。あわせまして、子宮がん検診、２０歳以上の方を対象にしておりますけども、子宮がん検診の周知にも取り組んでまいりたいと考えてございます。子宮けいがん予防接種については、以上でございます。つづきまして、３８ページをお願いいたします。若年がん患者等の在宅療養支援助成事業でございます。平成１２年４月に介護保険法が施行され、４０歳以上の方への様々な介護サービスが提供されているところでございます。しかしながら、介護保険制度の対象外となる４０歳未満の方に対して同様のサービスがなく、経済的、精神的な負担が生じているところでございます。そのようなことから、がんなどで自宅療養中の方に対して生活上の必要な支援として、利用した訪問介護等に要した費用の一部を助成するものでございます。今後は当該事業を様々な広報媒体を活用して、対象者及び関連する事業所等に広く周知を図り、がんなどによる療養者であっても住み慣れた自宅での療養生活を支援し、本人とその家族の不安の軽減、生活の質の向上を図ってまいりたいと考えております。

**○下村委員長**　ただ今の説明について、質問等ありますか。

**○矢口委員**　子宮けいがんワクチン接種のことで少しお伺いしたいと思います。キャッチアップ接種のＰＲのところが非常に難しいのかなと思います。義務教育の場面であれば、小中学校で十分その場を使えると思うのですが、もう高校生、大学生の年齢の人たちにどうやってこの失われた期間をフォローしていくのかというところが大きな課題になると思うのですが、今のところどういうことを具体的に考えていらっし

ゃるか教えてください。

**○水田健康増進課長**　矢口委員おっしゃるとおり、周知という部分は非常に難しく、なかなか行き渡らないところがあるということは課題として考えてございます。小中学校に対しては学校長会、教育長会、教頭会を使わせていただいて、その場で職員の方が説明に伺わせていただいて、事業の周知を図らせていただいてるところでございます。それ以上のキャッチアップ世代に対しては広報紙、ＳＮＳなどを活用して周知を図っていくというところを今のところは展開させていただいているところでございます。

**○矢口委員**　分かりました。土浦市の特徴として御存知のとおり、高校がたくさんあるということなので、是非各高校への働きかけもやっていただければなと思います。これは、要望であります。

**○下村委員長**　ほかによろしいですか。

**○奥谷副委員長**　私が聞き漏らしていたら申し訳ございません。子宮けいがんのキャッチアップの対象者は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

**○水田健康増進課長**　令和５年度につきましては、まず定期接種の方の対象人数でございますが、２，７２４人。小学校６年生から高校２年生相当の女性の方２，７２４人です。キャッチアップ接種については、平成９年度から平成１８年度までの方が対象となりまして、５，５８５人が対象の方として捉えている数字でございます。

**○下村委員長**　ほかにはよろしいでしょうか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　つぎに、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の補正予算（案）について、御説明願います。

**○水田健康増進課長**　それでは、サイドブックスの資料⑤の令和４年度土浦市一般会計補正予算第１４回（案）（新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業）について御説明申し上げます。現在、新型コロナワクチン接種体制確保事業の予算につきましては、その期限である令和５年３月末までの分を確保させていただいて進めているところでございます。そのような中、国は当該ワクチン接種について新型コロナウイルスの感染症法上の位置付け、２類相当から５類への位置付けの変更にかかわらず、予防接種法に基づいて特例の臨時接種として、本年４月以降についても当面の間自己負担なく受けられるよう対応するとの方針が打ち出されたところでございます。そのようなことから、本市では現在の接種体制を継続し、その費用についても確保するため、増額の補正と４月からの接種体制確保のため早急な準備が必要となりますことから、先議をお願いするものでございます。補正予算の歳入につきましては、これまでどおり全額が国庫補助金１０分の１０となるものでございます。歳出につきましては、

チラシの印刷製本費や案内ハガキの郵送料のほか、人材派遣委託委託料などとなるものでございます。今回の補正予算につきましては、御説明申し上げましたとおり、令和５年度における接種体制確保のためのものとなりますので、全額を令和５年度に繰り越すものでございます。

**○下村委員長**　委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　つぎに、ふれあいセンター「ながみね」管理運営事業の補正予算（案）について、執行部より御説明願います。

**○塚本高齢福祉課長**　それでは、サイドブックスの資料⑦をお願いいたします。令和４年度土浦市一般会計補正予算第１５回（案）について、御説明いたします。１の補正の理由ですが、ふれあいセンター「ながみね」では、指定管理者である株式会社ビートに管理運営業務を委託しておりますが、昨年２月に始まりましたロシアによるウクライナ進行及び円高に伴うエネルギー価格の高騰等により、委託料に含めている光熱水費のうち電気料について、当初予算に対し不足することが見込まれたため、増額補正をお願いするものです。２の補正予算額ですが、３款民生費、１項社会福祉費、５目老人福祉費の１２節委託料について７８万８，０００円増額をお願いし、補正後の委託料を７，２６６万８，０００円とするものでございます。３の当初予算額及び使用料の見込額ですが、当初予算額は、指定管理者との年度協定により契約しております委託料７，１８８万円のうち２，７００万円を光熱水費としているところでございます。３月末までの光熱水費を見込みましたところ、２，７７８万７，８５５円と試算され、７８万８，０００円が不足する見込みでございます。その下に参考として、ふれあいセンター「ながみね」の管理に関する基本協定書の抜粋を掲載いたしました。基本協定書の第３１条、第３項において、不可抗力の発生に起因して、指定管理者になりますが、乙に損害損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性が認められる範囲で、甲の土浦市になりますが、負担するものとすると定められているところでございます。このため、今般土浦市の負担とするものでございます。

**○下村委員長**　ただ今の説明について、質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　その他に移ります。都和地区地域包括支援センターブランチ（在宅介護支援センター）の設置について、執行部より御説明願います。

**○塚本高齢福祉課長**　つづきまして、資料の⑧－１をお願いいたします。都和地区地域包括支援センターブランチ（在宅介護支援センター）の設置について、御説明申し上げます。１の概要ですが、土浦市では高齢者やその御家族の相談窓口として土浦市社会福祉協議会が運営する地域包括支援センターうららと、青洲会が運営いたします

地域包括支援センター神立の二つの地域包括支援センターに加えまして、身近な相談窓口として各中学校区に地域包括支援センターのブランチ、つまり支店ともいうべき相談窓口を設置しております。しかし、都和地区においては、担当していた在宅介護支援センターはなのえんが令和４年３月３１日末をもって終了となり、令和４年度は空白となっていたところでございます。このため、都和地区を担っていただける社会福祉法人又は医療法人の事業所を探しておりましたところ、本年４月から担当していただける事業者が見つかりましたので、御報告させていただくものです。担当する事業所につきましては、２の乙は都和地区地域包括支援センターブランチに記載のとおり、真鍋新町にございます社会医療法人若竹会の介護老人保健施設セントラル土浦でございます。業務内容といたしましては、３の事業内容に記載のとおり、基本業務として高齢者の実態把握調査や各種保健福祉サービスの利用啓発のほか、ふれあいネットワークへの参画等でございます。また、特別業務として担当区域内の要援護者の高齢者やその家族等に関する事項を記載した利用者台帳の整備や緊急通報システム及び配食サービスの申請調査となります。資料の⑧－２は現在市民向けの案内チラシ、資料⑧－３はその裏面になりますが、市内の地域包括支援センター、中学校区に設置してあります地域包括支援センターブランチとしての在宅介護支援センターと地区コミュニティセンターの一覧でございます。現在は都和地区の在宅介護支援センターの欄が黄色字に赤文字で記載のとおり、はなのえんにつきましては終了いたしましたとなっているところでございますが、ここに在宅介護支援センターセントラル土浦となりまして案内してまいります。これで、高齢者の身近な相談窓口として本市の中学校区全てを地域包括支援センターブランチでカバーすることができるようになります。

**○下村委員長**　委員の皆さん、ただいまの説明に対して、質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　つぎに、新型コロナウイルス感染症による介護保険の第１号保険料の減免の終了について、執行部より御説明願います。

**○塚本高齢福祉課長**　サイドブックス資料、⑨－１をお願いいたします。新型コロナウイルス感染症による介護保険の第１号保険料の減免の終了について、御説明いたします。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第１号保険料の減免につきましては、これまで国からの財政支援により実施してきたところですが、本年９月８日から新新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法上の分類が２類感染症から５類感染症に位置付けられる方針が示されたことにより、厚生労働省老健局介護保険計画課から財政支援の終了が示されたことから、本市における減免についても終了

するものでございます。１の財政支援の適用期間でございますが、令和４年度相当分までが対象となります。また、それまでの国の財政支援率につきましては、特別調整交付金により１０分の１０で今後も続く予定でございます。なお、現在までの実績でございますが、表にまとめさせていただきましたとおり、令和元年度が１件、令和２年度が４５件、令和３年度が１０件、令和４年度につきましては１月末までで２件でございます。また、令和４年度の２件につきましては、その下の米印にございます保険料の減免対象の２の世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った第１号被保険者等に該当したもので、今年度２件とも事業収入が減少したものではございませんでした。なお、資料⑨－２は、本年２月１０日付けで国から発出されました通知でございます。

**○下村委員長**　ただ今の説明について、質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　つぎに、国民健康保険の財政について、執行部より御説明願います。

**○刈山国保年金課長**　サイドブックス資料１０－１をお願いいたします。国民健康保険の財政について、御説明いたします。令和５年度国民健康保険特別会計予算の詳細につきましては後日説明させていただきますが、先に財政状況について御説明をさせていただきます。１番の令和５年度国民健康保険特別会計予算要求状況でございます。令和５年度の予算要求状況は歳出要求額に対し歳入要求額が不足することから、約７億２，０００万円の財政調整基金の繰入れを予定してございます。歳入要求額１３５億６，３０４円、歳出要求額１４２億８，８００余円の差引不足を財政調整基金繰入金７億２，４００万円で補うものとしております。財源不足の主な理由といたしましては、表の記載としまして１点目には、国民健康保険事業納付金の増額でございます。影響額として約３億２，０００万円。この国民健康保険事業納付金は、平成３０年度からの制度改革により県が財政運営の責任主体となりましたことから、県が市町村ごとに決定する納付金を市が国民健康保険税を主な財源として県に納めるものでございます。この納付金が増額となった要因といたしまして、表の中央、県の説明ではこの３点でございまして、一つ目は保険給付費推計値の増、二つ目は後期高齢者医療支援金の大幅増、三つ目は決算剰余金を活用した年度間調整ができなくなったことでございます。表２点目には終わりのところでございますが、保険税収入の減少です。国民健康保険の被保険者数は、毎年約３．６％減少しております。被保険者数減少同様に保険税収入を見込み、約１億円減少するとの見込みとなってございます。表３点目の３のところでございますが、賦課方式による保険税抑制策でございます。令和４年度の県内賦課方式統一に統一いたしましたところ、保険税の増額抑制のための財政調整基金取崩しを継続することとして約３億円の影響額で、三つ合わせますと約７億２，

０００万、その他増減等ございますが、大きな要因といたしまして挙げさせていただきました。つづきまして、２番の保険税率等についてでございますが、令和３年度土浦市国民健康保険賦課方式の改正に関する事項についての諮問において、今後の保険税率や財政調整基金からの繰入れによる負担軽減については、県への納付金や社会情勢等に見合う適正なものとするため、毎年度検討を行うこととの答申をいただいており、令和５年度の保険税率等について検討を行いましたが、新型コロナウイルスの感染症患者も多く先が見通せないこと、電気代を始め物価高騰が著しく各家庭家計を圧迫していることなどから、引き続き被保険者の負担軽減を図るため、財源不足については財政調整基金を活用して、保険税率は令和４年度据置きといたしたいというものでございます。つぎに、３番の財政調整基金の状況でございますが、令和４年度末残高見込み２４億６，８００余円、令和５年度取崩し予定額７億２４００万余円を取崩しますと、取引残高が１７億４３００余円でございます。こちらにつきましては、添付資料の１０－２の国民健康保険特別会計財政運営シミュレーションを御覧いただきたいと思います。こちら、表の上の折れ線グラフ一番上が国民健康保険事業納付金、真ん中が保険税、下が財政調整基金の残高となります。黄色の枠で囲いましたところが令和５年度になります。財政調整基金の残高につきましては、令和２年度、３年度を御覧いただきますと、この２年間で約１３億円、大きく積み立てております。これは、平成３０年度制度改正によります国の激変緩和措置、コロナによる受診控え等によるものと考えられます。今後は積立ては難しく、減少する一方の見込みで、令和６年度末には１０億円を切り、令和８年度には枯渇すると見込んでおります。そのため、令和５年度の医療費の動向にも影響されるところでございますが、令和６年度又は７年度には税率アップの検討も可能性がございます。。

**○下村委員長**　委員の皆さん質問等ありますか。

**○鈴木委員**　令和７年度の税率アップというところが出たのですが、もう既に税率アップの検討に入っていかないと。枯渇してるというのはもう明らかなのですが、令和７年度の税率アップで間に合うのですか。

**○刈山年金国保年金課長**　こちらにつきましては、令和５年度の医療費の動向でございますが、こちらのほうが想定よりも上がってくるとなりますと、議員さんおっしゃるとおり間に合わなくなってくる可能性も十分考えられます。そのため、１１月に通常県のほうで仮算定というものを出してまいりますので、その時点でどうするかというのは決めておかなければいけないことだと思っております。また、７月には当初賦課が出てきますので、その時の賦課額、どれくらい経済が戻しているかというところもございますので、その辺を鑑みまして、その時期については御相談しながらやれたらいいなと思っております。

**○鈴木委員**　そうすると、この辺の見通しは国保運協のほうにはもう報告して、ある程度税率アップの方向で、シミュレーションが始まってるということでよろしいですか。

**○刈山国保年金課長**　こちらにつきましては、先日国保運営協議会のほうにも出させていただきまして、その時には６年度、７年度、同じように税率アップの可能性が出てくるということで御説明をさせていただいております。ですので、今年度入ってから、この動向を見ながらやらせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○鈴木委員**　そうしましたら、一般会計から特別繰入れみたいなところはまだ考えていないですか。

**○刈山国保年金課長**　一般会計からの繰入れにつきましては、財政の補塡となりますとペナルティがございます。そういう点からも、今財政として赤字ということではございませんので、一旦１億円ということで、いわゆるマル福の分と保険事業の分を頂いている。それだけでストップしてございます。今後につきましても、一応こちら財政調整基金がございますので、そちらがあるうちは財政調整基金を優先して使わせていただいてということで考えております。

**○下村委員長**　皆さんよろしいでしょうか。ほかに質問等ございますか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　つぎに、土浦市国民健康保険税条例の一部改正案について、執行部より御説明願います。

**○刈山国保年金課長**　資料の１１をお願いいたします。土浦市国民健康保険税条例の一部改正案について、御説明いたします。今回の改正は、国民健康保険税限度額の増額と均等割減額の適用範囲の拡大でございます。１番の改正理由でございますが、国民健康保険の保険税の賦課額に関する基準等について、保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険料負担の軽減を図る観点から賦課限度額を見直すとともに、経済動向等を踏まえ、保険料軽減の対象世帯に係る所得判定基準を見直すなど、所要の規定の整備を行うため、地方税法施行令の一部が改正される予定でございます。このことを受けて、土浦市国民健康保険税条例についても基準額等の変更が必要なことから、改正を行うものでございますが、例年地方税法施行令の一部を改正する政令の公布は３月末、昨年は３月３１日公布、４月１日施行でございました。そのため、３月議会定例会に間に合わないことから、専決処分にて制定をしております。今回の改正につきましても例年同様、公布が３月末となる予定から、専決処分をさせていただきますことを御了承願います。２番の改正の内容でございますが、限度額につきましては、賦課基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の３項目あるうちの

後期高齢者支援金等課税額の限度額を２０万円から２万円増額し、２２万円に改めるものでございます。３項目合わせまして、現行１０２万円から２万円増額の１０４万円となります。また、（２）のところにありますが、均等割減免減額の適用範囲の拡大につきましては、７割減額、５割減額、２割減額の３項目のうち５割減額及び２割減額の適用範囲をそれぞれ拡大するものでございます。表に記載にありますように、５割減額では加算額を２８万５，０００円から５，０００円増額し、２９万円に、２割減額では加算額を５２万円から１万５，０００円増額し、５３万５，０００円にそれぞれ増額するものでございます。３番の施行日等につきましては、施行日は令和５年４月１日から施行、適用区分はこの条例の改正頃、土浦市国民健康保険税条例の規定は令和５年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和４年度以前の年度分の国民健康保険については、なお従前の例によるものでございます。

**○下村委員長**　質問はございますか。

**○鈴木委員**　先ほどの説明で、将来的に財源不足が確定してるにもかかわらず、国のほうは中低所得層のことを考えていただいておりますが、軽減措置をしているということは財源がだんだん厳しくなっていくと。一方で県のほうに事務処理とか統一されて、市の自由に裁量できる部分が狭まっているという中で、国保年金課のお仕事は非常に苦しい立場にあると思うのですが、今のうちから本当に対策を考えていかないと、大変なことになると思います。どうしていいかというのも見えてこない中で、どうするのでしょうという。答えられなければ答えなくてもいいのですが、何か考えはあるのですか。

**○刈山国保年金課長**　こちらはいろいろな条件がございまして、いわゆる後期高齢者医療制度に関わってくるのですが、そちらのほうがこれからどんどん増えていくというところもございまして、支援金が増えていく。その支援金について、今回支援分を出す通常の国民健康保険の限度科目も増えて、支援額も増えていくというところがございます。ただ、国の施策としましては、令和６年度、７年度にかけて後期高齢者医療制度のほうも保険料を上げていくというのが一つございました。そちらのほうで幾ら遅延分が減っていくのかというのは、やってみなければ分からない点もございますが、そういうところも見極めながらやっていくしかないと思っております。

**○鈴木委員**　一つヒントになると言いますか、見込んで緻密に計算して欲しいところは、後期高齢者の人口が団塊の世代の人たちで増えていて、それがどこかの時点では減っていくと思います。それが令和何年ぐらいになってという、かなり先のことには。今寿命も伸びていますから。かなり先のことにはなっていきますが、その辺まで見ながら緻密な計算の上に、税率を上げる判断をせざるを得ないと思うのですが。頑張ってデータ分析をお願いいたします。答えなくていいです。

**○下村委員長**　今の話は先ほどの国民健康保険の財政についてという説明があって、２番で保険税率等に対する土浦市国民健康保険税賦課方式の改正に関する事項で、毎年検討しなさいよというようなことを言っていて、財政調整基金がなくなっちゃうから毎年見直しなさい。それで、先ほど言った後期高齢は２万円を追加してくると。でも、後期高齢は団塊の世代、鈴木さんが言ったように増えていますが、例えば２０３０年ぐらいから減ってくるような感じになってきた時には、税率が下がってくるんだろうと。後期高齢は、ここのところコロナで３年間黒字です。財政そのものは。ところが、税率を上げなくてはいけないと、団塊の世代が入ってくるから賦課金上げますよと、上げていこうよと言っているのですが、実際には後期高齢の人たちの財布を圧迫しないようにと、前にも言いましたが、１６億円ずつ１年に、２年間で３２億円を剰余金を投入しているから後期高齢者の税は上がっていないのです。来年見直しになるのか。見直しすると上がるであろうとは言っていますが、まだ剰余金があるので、これ早すぎるんですね。国が言ってることや、いろいろなものが。でも実際には、土浦市の国民健康保険の財政は、悪くなっているんです。これは国、県からこれだけ出しなさい、支援しなさいと来られてしまうので、圧迫してしまう。何となく先を見越して県は言ってきているから、我々の方が圧迫されて、後期高齢は意外と財政豊かなんのです。だから、税率を下げなさいと質問を受けているわけです。だけど、下げられない理由は、団塊の世代がどんどん入ってくるからです。鈴木委員が言ったとおりです。でも、我々にはどうしようもないところがあって、実際には税率は上げていかないと駄目ですが、国は中間の年収の人たちを助けようとしているし、何だかいろいろな曖昧な政策によって翻弄されてるとういうのが現実だと感じております。刈山課長も答えようがないはずですので、大変申し訳ありません。

**○刈山国保年金課長**　議員おっしゃるとおりだと思います。この後、いわゆる保険者間調整というのがどういうふうになっていくのかというのは、私のほうでは分かりませんけれども、そういったところも注視しながらやっていければと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○下村委員長**　それでは、よろしいでしょうか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　つぎに、新型コロナウイルス感染症による被災者等に対する傷病手当金の支給及び国民健康保険税の減免の終了について、執行部より御説明願います。

**○刈山国保年金課長**　サイドブックス１２－１をお願いいたします。新型コロナウイルス感染症による被災者等に対する傷病手当金の支給及び国民健康保険税の減免の終了について、御説明いたします。先ほど介護保険からもありましたとおり、国民健康保険についても同様でございまして、国からの財政支援につきましては、５月８日

から２類から５類に変わることによって終了となります。そういったことから、本市における、いわゆる給付費の支給につきましても国の財政支援の適用期間をもって終了とさせていただくものでございます。１番の財政支援の適用期間等につきましては、（１）の被災者等に対する傷病手当金の支給につきましては、財政支援の期間として毎回期間延長ごとに本市の支援期間も延長しておりまして、現在令和５年３月３１日までとしているところでございます。この期間を令和５年５月７日まで延長しまして、令和５年５月８日以降につきましては５類となりますと、就業制限がなくなりますので、財政支援を終了するものでございます。（２）の保険税の減免につきましては、令和４年度相当分まで対象とし、財政支援を終了するものでございます。括弧内の書かせていただきました令和４年度末において資格を取得したことなどにより、令和５年４月以降に普通徴収の納期が到来するものを含む。これにつきましては、令和５年３月中に社会保険を抜けて、国民健康保険の資格を取得した方につきましては、令和５年３月分の国民健康保険が課税されますが、課税を決定し、納付書を送付できますのが翌月以降となりますことから、課税年度としては令和５年度となりますが、内容は令和４年度分となりますことから、減免対象となるものでございます。（３）の財政支援率につきましては、（１）（２）の対象となるものに支援したものにつきましては、特別調整交付金により１０分の１０措置される予定でございます。最後といたしまして、実績を下段に記載してございます。また、資料１２－２には傷病手当金、１２―３には保険税減免についての国からの事務連絡を掲載いたしております。

**○下村委員長**　ただ今の説明について、委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　以上で提出された資料の説明は終了しました。そのほか何か執行部からございますか。

（「ございません」という声あり）

**○下村委員長**　委員の皆さんから執行部に何かありますか。

**○目黒委員**　午前中に説明のありましたふれあいネットワークにも関わることだと思うのですが、障害のあるお子さんをお持ちの保護者が自分の子供に、今後親が亡くなった後若しくは施設に預ける時など、様々な場面で子供のそういった病気や障害を的確に伝えるために、大阪の八尾市というところで思いをつなぐノートというのが活用されてます。いろいろ調べまして、非常にそういったお子さんを持つ親御さんにとって非常に重要なアイテムだなと思いました。これも是非土浦市で取り入れていただけたらなと思いまして、今後の障害福祉課でどのようにこういったことができるかどうかということがまず一つ。あともう一つが来月からの自動改札に使うＳｕｉｃａ、障害者用のＳｕｉｃａが運用されるそうですが、こちらの市民に対しての周知につい

ては、どのようにお考えになっているのか。併せてお伺いいたします。
**○小池障害福祉課長**　障害をお持ちの方、特に知的障害お持ちの方の中には家族や周囲の支援者の支えがなければ生活が困難となる方が多く、親御さんにとっては将来十分な支援が継続して受けられるかというのが一番の不安要素になっているかと思います。支援が円滑に受けられるようにするために、御本人の情報を特性など、そういった記録をし、それを支援者に引き継いでいけることが重要だと思っております。今委員の方から御紹介ありましたように、一部自治体や支援団体等において、親なき後ノートや、サポートファイル、また、安心ノートというような様々な名称でノートを作成したり、ホームページで公開していたりしていることは承知しております。本市におきましても地域生活支援拠点等事業として、障害者の重度化、高齢化や親なき後を見据えたサービス提供体制の整備の一環として、このノートを活用できるものと考えております。まだ事務局レベルではあるのですが、このノートの作成及び活用について、来年度に検討を進めていく事項の一つとしてピックアップしているところです。まずは各団体や市町村で既に作成してるノートがありますので、それらの内容の調査研究から進めさせていただければなと思っております。もう１点、障害者用Ｓｕｉｃａが来月から始まるということで、今までもＳｕｉｃａがあったのですが、精算する時に有人改札のところに行かなければいけないところが、文字どおり自動改札を使えるようになるということで、障害者の方の利便性の向上はものすごいことだろうと思います。ただその一方で、ＪＲが行っている民間企業のサービスの一つということで、市のほうで周知する際に、公平性の観点なども考えなければいけないと思っておりまして、その辺どのような形でやっていくのがいいかなという部分を研究させていただこうと思っております。土浦市に関連ある部分として、コミュニティバスのつちまるバス、こちらのほうは今のところまだ現金精算のみということで、ＩＣカードにはまだ対応できてないそうです。キララちゃんバスは現在もＳｕｉｃａ及びＰＡＳＭＯが使えるのですが、この障害者Ｓｕｉｃａに対応するためには機械を入れ替えなければいけない部分があるらしく、それがどのくらい費用が掛かるものなのか。それがいつ頃対応できるのかというのが今の段階では未定だというようなことを聞いております。そういった状況，今後の情勢なども注視しながら検討してまいりたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
**○下村委員長**　小池課長からの御説明でちらっと感じたのは、せっかくＪＲとして、障害者のＩＣカードを作ってくれると。自治体が乗り遅れてしまうと、よその自治体が早かったりすると、何となく格差みたいな差がついてしまう。こういったことのないように、速やかな検討や実施をできるようにしていただければ有り難いというふうに感じました。その検討時間が長すぎてもしょうがないですし、よその自治体がやる

のであれば、やったところはすごくいいよ。遅れたところは不便だね、遅れているねと言われてしまう。そこら辺の差がないように御検討いただきたいなというお願いです。

**○小池障害福祉課長**　その辺の情報収集もアンテナを高くしてやってまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

**○下村委員長**　皆さんほかに何かございますか。

**○鈴木委員**　今の議論聞いていて思い出したのですが、福祉の最前線に立っているのは、当然保健福祉部もそうですが、社会福祉協議会という団体もあります。ここ何年か社協を見ていると、結構な職員が辞めていると。優秀な方も辞めてしまっているというような状況を見たり聞いたりしているところなので、ここの案件がどうのこうのということは、私はここで言うつもりはないのですが。全体的に社協を見た場合、社協に新人として入って一生懸命何年勤めても、結局社協の上に行っても本庁で比べると、本庁から課長職が向こうに行ってるということは、本庁で言う課長の下なんです。そうなってくると、給料体系まで影響してくると思いますが、そういう組織の閉塞感みたいなのが全体的にまん延しているから、せっかく福祉に対して情熱を持って入ってきた若い人たちが途中で辞めてしまうと。それを少し改善するために、社協の組織改革と言いますか、頑張って本庁の課長クラスになれるんだぐらいのそういう仕組みを徐々に作っていってあげないと、福祉の担い手の最前線の人たちがどんどん辞めてしまうという状況は非常に問題があると思います。塚本部長にお願いなのですが、庁議の際に文教厚生委員会でそういう意見が出たということを出していただいて、全体的に検討していただきたいということを要望いたします。

**○塚本保健福祉部長**　今鈴木委員からありました件、私のところにも細野常務が頻繁にいろいろな報告がありまして、社協側の職員が本当に入れ替わりで辞めていくような状況、福祉という部分は本当に大切なのですが、市の職員に比べて本当に福祉の部分で閉塞感があると言いますか、危機感というものを常務も持っておりまして、私も持っております。今鈴木委員おっしゃった部分、確かにそのとおりと思っておりまして、庁議の中でもその部分をお話していきたいと思っております。

**○下村委員長**　今のお話はよろしくお願いしますというのは、昨年の２月でしょうか。社会福祉協議会の中のＷｅｂ会議か何かで。ほかの都道府県のところから、社会福祉協議会の職員の中で今の鈴木委員のような発言があったのですが、茨城県の潮来市でしたか。あちらの職員の方も同じようなことを言って、待遇改善をしてくれないと。本庁から来た職員の方と我々は全然違うと。だから力が入らなくなってしまうのだと。やっぱり頑張りようのところで何か力が入らないというような発言の内容でもあったような気がします。待遇改善と言いますか、行政の中の一つでもありますし、福祉

に関して非常に大切な会ですから、何とか待遇改善をというふうに感じました。私からもよろしくお願いします。以上で保健福祉部は終了とします。暫時休憩いたします。

（午後１時５６分休憩）

（午後２時５分再開）

**○下村委員長**　委員会を再開いたします。これからは、こども未来部になります。議案関係から令和５年度土浦市一般会計予算（案）主要事業について、執行部より順次御説明願います。資料は、全員協議会、令和５年、２月１１日、令和５年度予算の概要です。御説明をお願いします。

**○菊田こども政策課長**　資料の３１ページをお願いいたします。子ども・子育て支援事業計画策定事業です。現在子ども・子育て支援事業計画は第２期でございますが、第３期の計画を策定するもので、令和５年度から着手します。新たに子供の貧困計画や、ヤングケアラー支援対策計画、こども家庭庁創設に伴うこども計画を一体化しまして、包括的、きめ細やかな計画を策定します。５年度には子育て世帯などにニーズ調査などを実施しまして、子ども・子育て会議の議論を経て令和６年度の計画策定につなげます。事業費は、子ども・子育て会議委員の報酬やニーズ調査委託料など、合計４８７万７，０００円です。つづきまして、３２ページをお願いいたします。産前産後家事ヘルパー派遣事業です。こちらは、支援が必要な妊産婦に対しまして家事援助サービスを提供するものです。子育て世帯包括支援センターにおける相談において必要とされる方に対してヘルパーを派遣し、掃除、洗濯、買物、おむつ替えや調乳などの補助を行って、産前産後の精神的肉体的な負担を軽減し、安定した産前産後の生活を支援して虐待等のリスクを未然に防止するものです。事業費はヘルパー派遣委託料８３万１，０００円で、利用者はワンコイン５００円の自己負担で、妊娠中又は産後１年以内に利用できるものとします。つづきまして、３３ページをお願いいたします。出産子育て応援事業です。妊娠、出産時の孤立感不安感を解消するため、伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に実施して、妊婦及び子育て家庭が安心して出産子育てができる環境整備を行います。伴走型相談支援は、妊娠期から産後にかけて子育て世代包括支援センターの保健師などが妊産婦との面談を３回行いまして、困りごとや悩みに寄り添って必要な支援メニューにつなぎます。経済的支援は、妊娠届出時及び出生届出時などの面談で申請を促して、出生、育児関連用品の購入に充てられるようそれぞれ５万円ずつの現金給付を行います。事業費は、経済的支援の給付費や伴走型支援の事務費など、合計９，２９８万９，０００円です。つづきまして、３４ページをお願いいたします。マタニティータクシー利用料金助成事業です。妊産婦が健診時などに利用するタクシー料金の一部助成を行い、妊娠、出産に伴う経済的負担を軽減し、少子化対策にも寄与するものです。利用者の利便性向上のため、助成する金額

を妊婦１人について令和４年度は１万円分でしたが、令和５年度には２万円に拡大しまして、１枚５００円のタクシー利用券を４０枚交付いたします。事業費は、補助金など合計２０７万円です。つづきまして、３５ページをお願いいたします。公立保育所民間活力導入事業です。令和３年度に策定しました土浦市公立保育所民間活力導入実施計画後期計画に基づいて霞ケ岡保育所に民間活力を導入します。これまで公立保育所１０所のうち５所を民間移管しましたが、後期計画におきましては公立保育所のあり方を見直して、残りの５所のうち荒川沖、天川、神立の保育所、令和５年度に整備予定の認定こども園土浦幼稚園を基幹保育施設として存続させて、霞ケ岡保育所を民間活力導入の対象としました。令和５年１月には事業者説明会を実施しておりまして、８月に事業者選考会を開催して、移管事業者を選考して、引継ぎ等の準備を経て、令和７年度の移管に向けて進めてまいります。事業費は、選考委員会委員への謝礼で２万１０００円でございます。つづきまして、３６ページをお願いいたします。認定こども園土浦幼稚園整備事業です。多様化する教育保育ニーズや社会情勢等の変化に迅速、かつ柔軟に対応する公立保育施設の役割を担うため、令和３年度末に廃園となりました土浦幼稚園の園舎を改修して、東崎保育所の保育機能を移転集約した土浦市立認定こども園土浦幼稚園幼保連携型を整備します。園舎の改修工事は現在予定どおり進んでおりまして、工事終了後には備品等を搬入して、運営体制などのソフト面を整えて、令和５年１０月に開園予定です。開園時は東崎保育所が移転する保育部分のみで運営しまして、幼稚園部分につきましては令和６年４月以降分を募集して対応いたします。事業費は、継続費に係る工事費や施工管理委託費、備品購入費など、合計３億９，８６４万６，０００円です。

**○下村委員長**　委員の皆さんただ今の説明について、質問等がありますか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　よろしいですか。この事業の説明で少し聞きたいのが、国、県からの支出がない事業というのが結構多いです。例えば子ども・子育て支援事業計画策定事業というのは、一般財源でしかできないのですか。

**○菊田こども政策課長**　この真ん中の図の子供の貧困対策とヤングケアラー支援対策とこども計画というところのこども計画。これは、こども家庭庁が令和５年４月から発足して、こども大綱を作りまして、それに沿った形でこども計画も内容に入れなさいということで、そういう方向性が出ておりますが、このこども計画も踏まえて、作る時には補助金が想定されています。ただ、その内容がまだ国のほうで固まってないところがございまして、現在は一般財源で入れておりますが、その国の内容がはっきりと固まって、そのこども計画についての補助金が出るということになれば、その部分も入ってくるかと思います。

**○下村委員長**　マタニティータクシーは市独自でやっているのですが、今度こども家庭庁ができたら、何かそういう支援金というのがあるのですか。

**○菊田こども政策課長**　このマタニティータクシーにつきましては、コロナ禍での国の臨時創生交付金、これを充当する形でこれまで運営しておりましたが、来年度以降はそういった臨時の創生交付金、これはまだ見込めていないので、一般財源でということで予算化しております。そのほかは充てられる補助金は、特に考えられるところはない状況でございます。

**○下村委員長**　あともう一つ。公立保育所民間活力導入事業で、全体の事業費は２５３万円ですが、この予算額２万１，０００円で、先ほど選考委員の謝礼と言いましたよね。事業を表さないと駄目なのでしょうか。要するに２万１，０００円をわざわざここに出すというのはお金じゃないから、事業だから出したという意味、それともこれは継続事業でしたでしょうか。新たな事業ではないけれど、これだけ強調して出すことが必要だったのでしょうか。

**○菊田こども政策課長**　これについては、その予算はこれだけしかないですが、事業として民間活力を導入していくものですので、今後の財政にも影響を与えるようなところでもあるかと思いますので、その事業自体を出すということで挙げさせていただいてるものです。

**○下村委員長**　ほかに委員の皆さん何かありますか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　それでは、文教厚生委員会の令和５年、２月２０日開催、こども未来部をお開きください。土浦市立認定こども園条例の制定案について、執行部で御説明願います。

**○菊田こども政策課長**　資料の②をお願いいたします。土浦市立認定こども園条例の制定案についてでございます。１番の条例制定の趣旨につきましては、令和５年１０月開園予定の幼保連携型の市立認定こども園につきまして、設置管理の条例を制定するものです。２番の施設の概要につきましては、定員を１１０名とします。内訳は、教育認定１号認定は幼稚園部分で、３歳から５歳まで４０名、保育認定は保育所部分で、２号の認定は３歳から５歳まで４０名、３号認定は０歳から２歳までで３０名でございます。（２）の利用形態につきましては、１号の幼稚園部分は通常保育は９時から１４時までの５時間、基本的にここで降園となりますけれども、その後保育を必要とする方は預かり保育を１４時から１６時３０分まで。２号、３号の保育所部分につきましては保護者の就労形態によりまして、８時間保育については８時３０分から１６時３０分まで。１１時間保育については、７時３０分から１８時３０分までとしております。８時間保育の降園は１６時３０分、１１時間保育は１８時３０分から降

園となりますけれども、この１８時３０分から１９時までの間を延長保育として規定しております。現在もこの時間帯、無料で預かっておりまして、そのまま無料で継続をいたします。３番目の条例、概要につきましては、第１条では設置管理について定めることを、第２条では名称と位置、第３条では職員について、第４条では事業を預かり保育、延長保育子育て支援センターなどを行います。第５条では休園日、第６条では教育及び保育の時間、第７条では入園対象者、第８条では入園の承諾、第９条では保育料を。保育料については、３歳以上は教育及び保育の国の無償化措置がありますので、無償となります。０歳から２歳までにつきましては、住民税非課税世帯は無償となりますけれども、課税世帯は市が別に定める額を負担していただくことになります。第１０条は、預かり保育についてです。１号認定幼稚園部分の子供で保育の必要があると認める場合でございますけれども、時間については、通常保育の後の午後２時から４時半までと教育を行わない土曜日や長期休暇などの午前９時から午後４時３０分までです。利用者負担額について、日額を４５０円といたします。また、給食費などは別途負担していただきます。単価設定の考え方につきましては、下の囲みの中でございますけども、令和元年の１０月からの国の幼児教育保育の無償化に当たって、預かり保育の上限額を４５０円と設定したことや、土浦幼稚園では以前に預かり時間を午後４時までで４００円としていたことや、他団体でも日額５００円前後で設定してるところが多いことから、この単価に設定しました。また、保育の必要性が認められて無償化措置が適用になる方の場合は、料金４５０円に対して無償化措置が４５０円なので、そのまま無償となりますけれども、無償化措置が適用にならない方については、その方の御都合で保育が必要だという場合には、料金を支払いいただいてお預かりすることになります。第１１条は、延長保育です。保育認定の１１時間保育の後の保育終了の時間までででございまして、１８時３０分から１９時までを想定して現在と同様に無料とします。第１２条は、一時預かりです。１歳から小学校入学前までで教育保育施設に入所、入園していない場合ですけれども、主には０歳から２歳のケースでございまして、保護者の就労上の都合による場合や、緊急に冠婚葬祭が生じたり、病気になったり育児のリフレッシュなどでの利用がございます。利用者負担額は、４時間以内で日額８００円、４時間以上で日額１６００円です。給食費は、別に掛かります。詳細は別途要綱で規定しております。４番の施行期日は、令和５年１０月１日です。なお、経過措置としまして、東崎保育所から認定こども園を移行しますので、条例施行の前日に東崎保育所に入所している子供については、この１０月１日に認定こども園に入園したものとみなします。

**○下村委員長**　委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　つぎに、土浦市保育所条例の一部改正案について、執行部より御説明願います。

**○野中保育課長**　それでは、資料の③をお願いいたします。保育所条例の一部改正案について、御説明させていただきます。一番の改正の理由ですが、土浦市認定こども園条例制定に伴い、保育所条例についても併せて改正するものでございます。２番の主な改正の内容ですが、市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正し、また、市内の私立保育所との区別を明確にするため、題名を土浦市立保育所条例に改めるものでございます。条項ですが、第４条の実施する事業、第５条の休所日、第６条の開所時間、第７条の入所対象者、第８条の入所に当たっては、あらかじめ市長の承認を要するもの、第９条の保育料、第１０条の延長保育の実施時間、これらの規定については、現在保育所の条例施行規則に規定されているものを改めて条例に規定するものでございます。また、別表中、市立認定こども園土浦幼稚園の開園に伴い、東崎保育所土浦分園を廃止するため、東崎保育所の項を削るものでございます。３番の施行日は、令和５年４月１日から施行する。ただし、別表、土浦市立東崎保育所土浦分園の項を削る改正規定については、同年１０月１日から施行するものとします。

**○下村委員長**　委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　つぎに、土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案について、執行部より御説明願います。

**○野中保育課長**　資料の④をお願いいたします。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案について、御説明させていただきます。１番の主な改正の理由ですが、令和４年９月の静岡県の認定こども園で起きました送迎バスの園児置去り事故を受けて、児童の安全の確保に関する計画の策定等に係る規定を加える家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正及び令和４年１２月に公布された民法等の一部を改正する法律の一部施行がされるため、その改正に伴い条例を改正するものでございます。２番の改正の理由ですが、まず送迎バス関係で、児童の安全の確保に関する計画の策定等に係る規定を加えるための改正。こちらは、利用乳幼児の安全の確保を図るため、設備の安全点検や日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画を策定する。（２）はこちらも送迎バス関係で、自動車を運行する場合の所在の確認に関する規定を加えるための改正、利用乳幼児の事業所外での活動等で自動車を運行する時は、乗車及び降車の際に点呼、その他の所在を確実に把握することができる方法により所在を確認しなければならないとする規定を設けます。３番、こちらの方は民法等の改正で、民法及び児童福祉法における懲戒権の関係規定を削る改正で、条例

の親権者のに対する懲戒権の規定を削るものでございます。記載のところに新たにこの人格の尊重等に関する規定を設けるとありましたが、私が調べたところ、こちらは私の間違いでして、そちらのほうはありません。申し訳ございませんでした。（４）は衛生管理に関する規定について、具体策が盛り込まれたことによる字句修正のための改正で、家庭的保育事業者等の設置者は事業所において感染症又は食中毒が発生し又はまん延しないようにという字句の方を加える修正を行います。３の施行日ですが、令和５年４月１日から施行する。ただし、第１３条の改正規定は公布の日から施行するとします。

**○下村委員長**　ただ今の説明について、委員の皆さん質問等ありますか。野中課長のそこはありませんと言ったのは、削られるのですね。

**○野中保育課長**　この前委員長からも御指摘ありまして、懲戒権が削除されて、こちらの尊厳のほうも私のほうでも調べてみたのですが、そちらの改正がなくて懲戒権の削除のみでした。申し訳ございません。

**○下村委員長**　そこら辺を整理してまた出るのでしょうから、よろしくお願いします。ほかにはないですか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　つぎに、土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案について、執行部より御説明願います。

**○野中保育課長**　その前に特定教育がありまして、資料の⑤をお願いいたします。特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案の一部改正について、御説明させていただきます。１番の主な改正の理由ですが、令和４年１２月に公布された民法等の一部を改正する法律の一部施行及び令和５年４月に交付されるこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、子ども・子育て支援法の規定の整備が行われることに伴い条例を改正するものでございます。２番の主な改正の内容ですが、（１）、こちらは先ほど家庭的保育事業等の条例と同じように民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴うものでございます。（２）といたしまして、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律によりまして、子ども・子育て支援法第１９条、第２項で、内閣総理大臣は内閣府令を定め、又は変更しようとする時は、あらかじめ厚生労働大臣と協議しなければならないとありましたが、こども家庭庁が内閣総理大臣の直轄の組織となり、この条項が削除されたため、条項のずれが生じたので、引用条例を修正するものでございます。３番の施行日は、令和５年４月１日から施行する。ただし、第２６条及び第５３条、第６項の改正規定は、公布の日から施行するとします。

**○下村委員長**　委員の皆さん何か質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　つぎに、土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案について、説明をお願いします。

**○野中保育課長**　資料の⑥をお願いいたします。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案について、御説明させていただきます。１番の主な改正の理由ですが、令和４年９月の静岡県の認定こども園で起きた送迎バスの園児置去り事故を受けまして、児童の安全の確保に関する計画の策定に係る規定を加えるため、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されるため、その改正に伴う条例を改正するものでございます。２番の主な改正の内容ですが、（１）としまして、児童の安全の確保に関する計画の策定等に係る規定を加えるための改正で、利用児童の安全の確保を図るため、設備の安全点検や日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練、その他事業所における安全に関する事項についての計画を策定する。（２）としまして、自動車を運行する場合の所在の確認に関する規定を加えるための改正で、利用児童の事業所外での活動等のため、自動車を運行する時は、乗車及び降車の際に点呼、その他の所在を確実に把握することができる方法により所在を確認しなければならないとする規定を設け、（３）としまして、事業継続計画の策定に係る規定を加えるための改正で、事業所ごとに感染症や非常災害の発生時において、利用児童に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定する。（４）としまして、衛生管理に関する規定について、具体策が盛り込まれたことによる字句修正のための改正で、職員に対し感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修や訓練の実施について、加筆するものでございます。３番の施行日は、令和５年４月１日から施行するものといたします。

**○下村委員長**　皆さん質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　つぎに、土浦市子ども・子育て会議条例の一部改正案について、執行部より御説明願います。

**○菊田こども政策課長**　資料の⑦をお願いいたします。土浦市子ども・子育て会議条例の一部改正についてでございます。１番の改正の改正の理由は、令和４年６月に公布されましたこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律によりまして、子ども・子育て支援法の一部が改正されまして、土浦市子ども・子育て会議条例においての引用条項にずれが生じたため、一部改正を行うものでございます。２番の改正の内容ですが、（１）では、子ども・子育て支援法におきまして国の仕組みとしまして、国における子ども・子育て会議を内閣に置くということについて、その

規定が第７１条から第７６条までございまして、この度こども家庭庁を設置するに当たりまして、審議会も含めて行政組織に関する法律の整理があり、こども家庭庁にこども政策に関する重要事項等を審議するこども家庭審議会などを設置して、内閣及び厚生労働省から関係審議会等の機能を移管することになりました。このため、国の子ども・子育て会議についての法第７１条から第７６条までが削除されまして、市町村等における子ども・子育て会議を定めている第７７条が第７２条に繰り上がることになりまして、このことに伴って条例の引用条項を改めるものでございます。（２）その他文言整理は、条例の一部改正の際に略称規定の条例中での使用部分を明示するなどの所要の文言整理を行うものです。３番の施行日につきましては、令和５年４月１日でございます。

**○下村委員長**　委員の皆さん質問等ありますか。

**○鈴木委員**　こども未来部のほうで幾つかの条例改正が出てきているのですが、ほかの部で条例改正が出るときは、条文の改正前後の文章が添付されてくるのですが、今回は付いていません。本委員会の時は添付されてくるのか。このままの状態なのか。それを教えていただきたい。

**○菊田こども政策課長**　本委員会の時は新旧対照表などを添付させていただくことで対応する予定でございます。

**○下村委員長**　ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　その他に移ります。認定こども園土浦幼稚園の整備について、執行部より御説明願います。

**○菊田こども政策課長**　では、資料の⑧－１をお願いいたします。認定こども園土浦幼稚園の整備についてでございます。（１）の工事の状況につきましては、令和４年１０月に着工して、令和４年の１２月までに旧園舎の解体が終了しまして、年明けからは新園舎の建設工事に着手しております。１月末時点での進捗率は２７％で、予定どおり進んでおります。（２）の認定こども園土浦幼稚園における基本理念等教育保育計画案につきましては１２月議会の文教厚生委員会で報告いたしましたが、１月の教育委員会定例会において意見聴取を行い、おおむね了承されました。（３）のその他園に係るソフト事業についてですが、保護者からの要望などを踏まえて完全給食ができるような調理室の設計にするなど、ニーズに沿った運営、サービス提供を行います。（４）の今後のスケジュール予定につきましては、令和５年３月には内装工事、４月には外階段非常用滑り台、手洗い場等の設置、５月には床工事、家具等の取付け、フェンス、門、遊具等の設置などを行ってまいります。つづきまして、資料の⑧－２をお願いいたします。こちらは、認定こども園土浦幼稚園の教育保育理念等の案でご

ざいます。幼保連携型認定こども園教育保育要領や、以前の土浦幼稚園での教育の理念、方針目標などを参考に作成しました。御覧のような内容でございます。つづきまして、資料の⑧－３をお願いいたします。こちらが全体的な計画というものでございます。幼保連携型の認定こども園教育保育要領によりまして、要領に掲げられている重要項目について、具体化したものでございます。一番上のところに教育保育理念や、教育保育目標指針を掲げて、子供の年齢に応じて子供の教育保育目標を掲げております。また、養護と教育、５とありますが、その養護教育の内容が細かく示しております。幼児の保育につきましては視点が三つありまして、１歳以上の子供については五つの真ん中辺りのところです。五つの領域と言いまして、健康や人間関係環境言葉表現、こういったものと、資料の右のほうに動いていただきますと、幼児期の終わりまでに育って欲しい姿１０項目というものがあって、これが小学校との接続を考えた時に学校側から理解されやすいカテゴリーとして考えたものとして、五つの領域を組み直した形でのものでございまして、これを示しております。一番下のところには、健康の支援や、食育の推進、環境衛生管理など、教育保育要領で要求されている事項を具体化しているものでございます。つづきまして、資料の⑧の下段の４をお願いいたします。認定こども園土浦幼稚園におけるソフト事業の検討についてでございます。１番の認定こども園土浦幼稚園での実施事業としましては、（１）子育て支援センター、（２）延長保育、（３）一時預かり、（４）預かり保育を行うものでございます。２番のクラス名につきましては、従来の保育所のクラス名と同じにします。理由としましては、児童が困惑しないようにすることや、上のクラスに憧れを抱く児童がいるためでございます。子育て支援センターや一時預かりにつきましては、さくらんぼや、いちごというふうに果物の名称としております。３番目の完全給食の実施につきましては、令和５年１０月の認定こども園の開園の時から主食を含めた完全給食を実施いたします。４番の布団のリースにつきましては、保護者が毎週持ち帰っている午睡用の布団につきまして、リースでの対応などの要望がございます。市民サービスの向上を目的としまして、布団のリースの対応を検討しているところでございます。手法としては、保護者会で取りまとめをしていただいて、個別に事業者と契約をして対応することを想定しております。１日の流れとしまして参考までに、資料の⑧の枝番号で１日の流れを示させていただいております。

**○下村委員長**　委員の皆さん説明について、質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　この間聞くのを忘れてしまったのですが、８－１の写真がありますよね。拡大してみると、随分はりにスリーブが入っています。パイプの穴。はりのセンターに近いところ。柱と柱の両方とも４分の１を超えた中にスリーブがあると危険な

のですが。これを構造屋さんに見てもらって欲しいのですが。これでいいかというのは確認していませんよね。構造に関して。

**○菊田こども政策課長**　設計の関係の住宅営繕課のほうに確認しないと分からないもので、確認を取らせていただきたいと思います。

**○下村委員長**　要するに柱があって、ここにはりがあるとします。この全体の柱の内側と内側の距離をＬとすると、このＬの４分の１まではせん断といって切れるところの境目なんですが、真ん中はたわんでくるので、曲げモーメントが一番最大になるところにこういうふうにスリーブが近づいてるとちょっと怖いですね。それで、構造上こういうところはあまり使えないんだけど、どうしてこんなにいっぱい穴があるのか分からない。専門的にそういう話でございますので、御確認をいただいて、安全だというのを確認してください。そのほうがいいと思います。私が言ったって言ってもらっても結構ですし、専門的にはそういったところがもし危険だったら困りますよね。将来的に。それは確認して補強を入れるとか、何かできるのかどうか分かりませんけど、確認だけしてください。もう進んでるんですよね。もう隠されてしまいましたか。

**○菊田こども政策課長**　まだ覆い隠された形ではないと思います。サッシなどを入れ始めております。

**○下村委員長**　でも、こんなに穴が空いていると思わなかった。だから、それは確認してください。よろしくお願いします。構造的なものね。強度的なものを確認してもらってください。問題ないというのであれば、それはそれでいいと思いますけど。こんなに１階にもこんなにいっぱい穴が空いていて、２階のほうにも入っているし、裏のほうにもいっぱい空いていますね。確認だけしてください。よろしくお願いします。以上です。つぎに、土浦市こども家庭センターの設置について、執行部より御説明願います。

**○佐藤こども包括支援課長**　資料⑨－１をお願いします。土浦市こども家庭センターの設置についてです。国では令和５年に、こども施策の司令塔となるこども家庭庁を設置し、こども施策を強力に進めていくこととしております。また、市町村においてはこども家庭総合支援拠点児童福祉部門と子育て世代包括支援センター、母子保健部門の機能を統合させ、令和６年度にこども家庭センターを設置することが求められております。本市が先駆けて令和５年４月、こども包括支援課内に土浦市こども家庭センターを設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、子供に対する支援体制の充実強化を図ります。１番のこども家庭センターの業務内容です。まず、現在行っております児童福祉、母子保健の相談支援に加えまして、新たにサポートプランの作成、支援体制強化を図るための社会資源の開発を行います。２番の職員の配置ですが、現在のこども包括支援課こども相談係の職員としまして、センター長、統括支援員、これは母子保

健と児童福祉双方について十分な知識を持つ者。各専門職が一体的に支援を行う体制を構築する役割を担うものです。これらを置きまして、そのほか社会福祉士、家庭児童相談員、保健師などの専門職が相談支援を対応してまいります。３番の財源ですが、母子保健児童福祉一体的支援機関運営事業という事業で、先ほど職員配置のところで述べました統括支援員につきまして、その人件費が充てられますので、国３分の２、県６分の１の補助金を今年度分計上しております。資料９－２については、このこども家庭センター設置の国の説明会の資料で、内容は同じものをお付けしてございます。

**○下村委員長**　委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　ないようですので、以上で提出された資料の説明は、終了しました。そのほか執行部から何かございますか。

**○加藤こども未来部長**　先ほどの認定こども園の写真の案内については、速やかに確認させていただいて、本委員会に御説明できるようにしたいと思います。そのほかはございません。

**○下村委員長**　委員の皆さんから執行部に何か質問等ございますか。

（「なし」という声あり）

**○下村委員長**　ないようですので、以上で文教厚生委員会を閉会します。